

資料編

目次

1	社会福祉法（抜粋）	47
2	茅ヶ崎市地域福祉計画策定体制	49
3	茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会規則	50
4	茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会要綱	52
5	茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会委員名簿	54
6	茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会専門部会部会員名簿	55
7	ワークショップの概要	57
8	茅ヶ崎市地域福祉計画策定過程	62
9	茅ヶ崎市が策定した保健福祉計画の概要	70
10	市民アンケート調査結果の概要	80
11	茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会専門部会からの提案事項	91

1 社会福祉法（抜粋）

改正：平成12年6月7日法律第111号

施行：平成12年6月7日（ただし、第107条及び第108条は、平成15年4月1日）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図れるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

2 茅ヶ崎市地域福祉計画策定体制

■ 地域福祉計画策定委員会（14人）

1 市民	大滝澄江、兵藤昌也
2 民生委員児童委員協議会の代表者	石井順市
3 市内の福祉関係団体の代表者	福島廣子、松永徹、小川晃
4 茅ヶ崎市社会福祉協議会の代表者	石黒義孝
5 地区社会福祉協議会連絡協議会の代表者	矢野福德
6 茅ヶ崎医師会の代表者	増沢成幸
7 学識経験を有する者	山口稔（委員長）
8 専門部会の代表者	市川和彦、島村俊夫、鈴木秀雄、 豊田宗裕（副委員長）
（事務局）保健福祉総務課	

■ 地域福祉計画策定委員会専門部会（31人）

1 市民によるワーキンググループの代表者	（11人）		
2 民生委員児童委員協議会の各部会の代表者又は役員	（4人）		
3 市内の福祉関係団体の構成員	（8人）		
4 茅ヶ崎市社会福祉協議会の職員	（4人）		
5 学識経験を有する者	（4人）		
障害者福祉部会（8人）	高齢者福祉部会（8人）	児童福祉部会（7人）	総合調整部会（8人）
市川和彦（部会長） 斎藤志津加（副部会長） 菊池謙一郎 坪井節子 豊嶋太一 武藤イシ 島田多美子 加藤絵里	島村俊夫（部会長） 小野田潤（副部会長） 武見正利 吉川道子 山口俊明 福島京子 北村紀子 熱田葉子	鈴木秀雄（部会長） 滝口しげ子（副部会長） 岡崎進 日下景子 青木聡 若林綾子 長谷川恵理子	豊田宗裕（部会長） 栗原令子（副部会長） 渡辺祇子 長谷川泉太郎 五十嵐清夫 向田タミコ 飯塚扶美子 北沢一郎

■ ワーキンググループ（92人）

障害者福祉（29人）	高齢者福祉（26人）	児童福祉（15人）	総合調整（22人）
●リーダー 1 菊池謙一郎 （メンバー：8人） 2 坪井節子 （メンバー：9人） 3 豊嶋太一 （メンバー：12人）	●リーダー 4 武見正利 （メンバー：9人） 5 吉川道子 （メンバー：6人） 6 山口俊明 （メンバー：11人）	●リーダー 7 岡崎進 （メンバー：8人） 8 日下景子 （メンバー：7人）	●リーダー 9 栗原令子 （メンバー：10人） 10 渡辺祇子 （メンバー：7人） 11 長谷川泉太郎 （メンバー：5人）
（事務局） 障害福祉課	（事務局） 高齢福祉課	（事務局） こども課	（事務局） 保健福祉総務課

平成17年3月現在

3 茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき、茅ヶ崎市地域福祉計画の策定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

（委員）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市民
- （2）市の区域内の公共的団体等の代表者
- （3）市の区域内の福祉団体の代表者
- （4）学識経験を有する者
- （5）第6条に規定する専門部会の代表者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第6条 市長は、専門的事項について調査検討するため必要があると認めるときは、委員会に障害者福祉部会、高齢者福祉部会、児童福祉部会及び総合調整部会（以下「専門部会」と総称する。）を置くことができる。

- 2 専門部会は、それぞれ部会員8人以内をもって組織する。
- 3 専門部会の部会員は、市の区域内の福祉団体の構成員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選により定める。
- 5 部会長は、調査検討した結果を委員会に報告しなければならない。
- 6 第3条第2項及び第3項、第4条第2項及び第3項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

（意見の聴取等）

第7条 委員会及び専門部会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

- 第8条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課（以下「保健福祉総務課」という。）において処理する。
- 2 障害者福祉部会の庶務は保健福祉部障害福祉課において、高齢者福祉部会の庶務は少子高齢部高齢福祉課において、児童福祉部会の庶務は少子高齢部こども課において、総合調整部会の庶務は保健福祉総務課においてそれぞれ処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において現に茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会の委員及び部会員であった者は、第3条第1項及び第6条第3項に規定する委員及び部会員の区分にかかわらず、この規則による委員及び部会員とする。この場合において、当該委員及び部会員の任期は、第3条第2項本文（第6条第6項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

4 茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉の推進を図る
茅ヶ崎市地域福祉計画を策定するため茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」と
いう。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）茅ヶ崎市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の原案の策定に関すること。
- （2）その他地域福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市民
- （2）茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の代表者
- （3）市内の福祉関係団体の代表者
- （4）社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会の代表者
- （5）茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会の代表者
- （6）社団法人茅ヶ崎医師会の代表者
- （7）学識経験を有する者
- （8）第7条に規定する専門部会の代表者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、第3条第2項第7号に掲げる者をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(専門部会)

第7条 委員会に、その所掌事項に係る専門的事項を調査検討するため、障害者福祉部会、高齢者福祉部会、児童福祉部会及び総合調整部会（以下「専門部会」と総称する。）を置く。

2 専門部会は、それぞれ部会員8人以内をもって組織する。

3 専門部会の部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民によるワーキンググループの代表者
- (2) 茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の各部会の代表者又は役員
- (3) 市内の福祉関係団体の構成員
- (4) 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会の職員
- (5) 学識経験を有する者

4 専門部会に部会長及び副部会長1人を置く。

5 部会長は、第3項第5号に掲げる者をもって充て、副部会長は、部会長が指名する。

6 部会長は、調査検討した結果を委員会に報告しなければならない。

7 第4条、第5条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定は、専門部会について準用する。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び専門部会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員会の委員及び専門部会の部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の会議の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課（以下「保健福祉総務課」という。）において処理する。

2 専門部会の庶務は、障害者福祉部会にあっては保健福祉部障害福祉課、高齢者福祉部会にあっては少子高齢部高齢福祉課、児童福祉部会にあっては少子高齢部児童福祉課、総合調整部会にあっては保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

5 茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期：平成15年6月2日～平成17年3月31日

区 分	ふ り が な 氏 名	役 職 名
1 市民	おお たき すみ え 大 滝 澄 江	
	ひょう どう まさ や 兵 藤 昌 也	
2 茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の代表者	いし い じゅん いち 石 井 順 市	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会副会長
3 市内の福祉関係団体の代表者	ふく しま ひろ こ 福 島 廣 子	社会福祉法人麗寿会「ふれあいの森」施設長
	なか むら みのる 中 村 稔	社会福祉法人翔の会「水平線」施設長 (平成15年6月2日～平成16年2月29日)
	まつ なが とおる 松 永 徹	社会福祉法人翔の会「入道雲」施設長 (平成16年3月1日～平成17年3月31日)
	お がわ あきら 小 川 晃	茅ヶ崎市民間保育園園長会会長
4 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会の代表者	いし ぐろ よし たか 石 黒 義 孝	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会事務局長
5 茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会の代表者	や の よし のり 矢 野 福 徳	茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会会長
6 社団法人茅ヶ崎医師会の代表者	ます ざわ しげ ゆき 増 沢 成 幸	社団法人茅ヶ崎医師会副会長
7 学識経験を有する者	やま ぐち みのる 山 口 稔	関東学院大学文学部教授
8 専門部会の代表者	いし かわ かず ひこ 市 川 和 彦	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校専任教員
	しま むら とし お 島 村 俊 夫	神奈川県立保健福祉大学実践教育センター非常勤講師
	すず き ひで お 鈴 木 秀 雄	関東学院大学人間環境学部教授
	とよ だ むね ひろ 豊 田 宗 裕	横浜国際福祉専門学校副校長

6 茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会専門部会部会員名簿

任期：平成15年8月21日～平成17年3月31日

1 障害者福祉部会

区 分	ふ り が な 氏 名	役 職 名
1 市民によるワーキンググループの代表者	きく ち けんいちろう 菊 池 謙一郎	
	つぼ い せつ こ 坪 井 節 子	
	とよ しま た いち 豊 島 太 一	
2 茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の各部会の代表者又は役員	む とう イ シ 武 藤 イ シ	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会障害福祉部会長
3 市内の福祉関係団体の構成員	さい とう しづ か 斎 藤 志津加	社会福祉法人翔の会「湘南鬼瓦」施設長
	しま だ た み こ 島 田 多美子	地域生活支援センター元町の家職員
4 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会の職員	まつ かわ いずみ 松 川 泉	茅ヶ崎市社会福祉協議会主事補 (平成15年8月21日～平成16年3月31日)
	か とう え り 加 藤 絵 里	茅ヶ崎市社会福祉協議会主任 (平成16年4月2日～平成17年3月31日)
5 学識経験を有する者	いち かわ かず ひこ彦 市 川 和 彦	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校専任教員

2 高齢者福祉部会

区 分	ふ り が な 氏 名	役 職 名
1 市民によるワーキンググループの代表者	たけ み まさ とし 武 見 正 利	
	よし かわ みち こ 吉 川 道 子	
	やま ぐち とし あき 山 口 俊 明	
2 茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の各部会の代表者又は役員	ふく しま きょう こ 福 島 京 子	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会高齢福祉部会長
3 市内の福祉関係団体の構成員	お の だ じゅん 小野田 潤	在宅介護よろず相談所「結」所長
	きた むら のり こ 北 村 紀 子	にこにこクラブ会長
4 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会の職員	か とう え り 加 藤 絵 里	茅ヶ崎市社会福祉協議会主任 (平成15年8月21日～平成16年3月31日)
	あつ た よう こ 熱 田 葉 子	茅ヶ崎市社会福祉協議会主事 (平成16年4月2日～平成17年3月31日)
5 学識経験を有する者	しま むら とし お夫 島 村 俊 夫	神奈川県立保健福祉大学実践教育センター非常勤講師

3 児童福祉部会

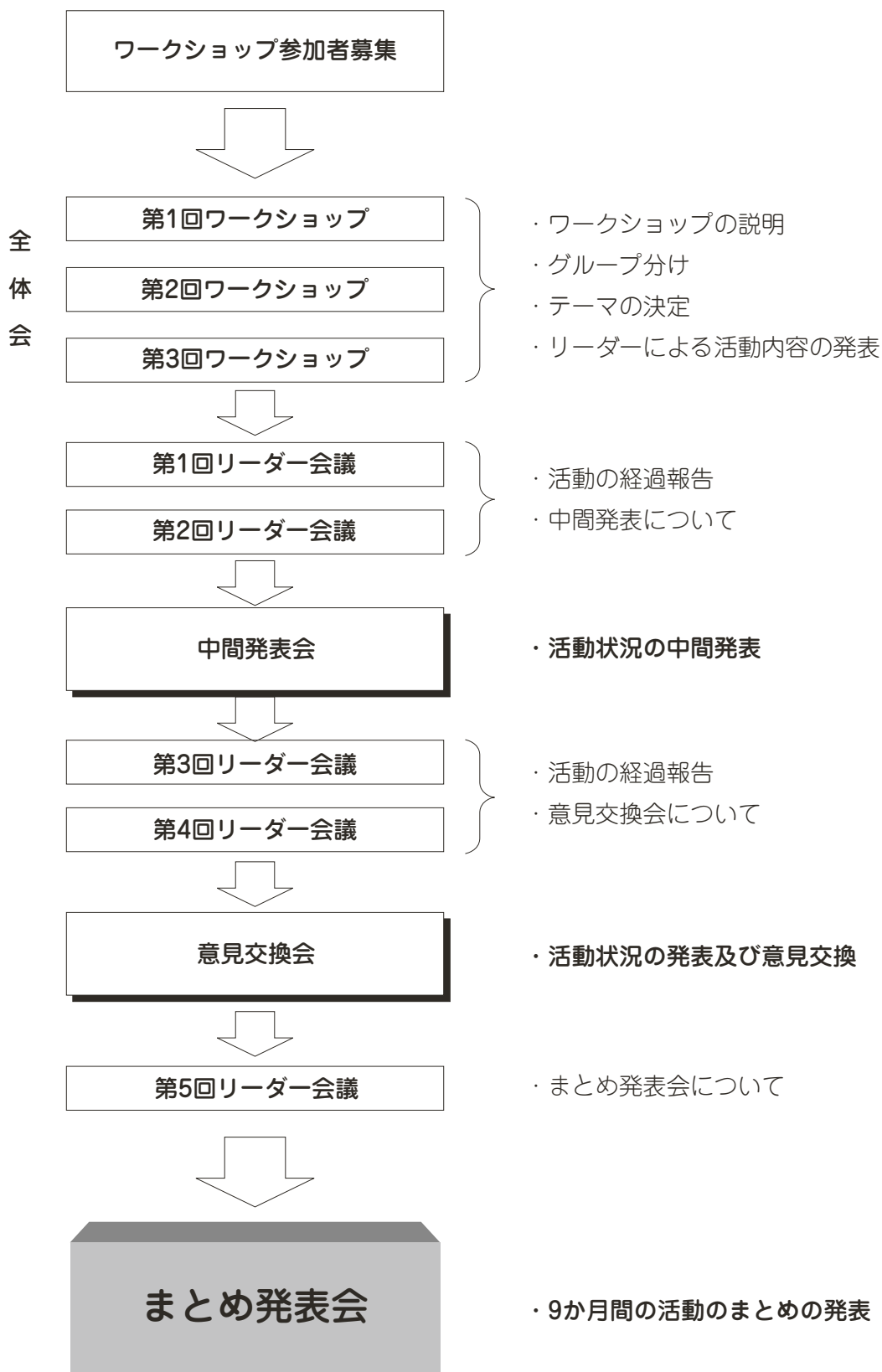
区 分	ふ り が な 氏 名	役 職 名
1 市民によるワーキンググループの代表者	おか ざき すずむ 岡 崎 進	
	くさ か けい こ 日 下 景 子	
2 茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の各部会の代表者又は役員	たき ぐち しげ子 滝 口 しげ子	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会児童福祉部会長
3 市内の福祉関係団体の構成員	あお き さとし 青 木 聡	茅ヶ崎市保育園園長連絡協議会副会長
	わか ばやし あや こ 若 林 綾 子	白十字会林間学校児童指導員
4 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会の職員	は せ がわ えりこ 長谷川 恵理子	茅ヶ崎市社会福祉協議会主任
5 学識経験を有する者	すず き ひで お 鈴 木 秀 雄	関東学院大学人間環境学部教授

4 総合調整部会

区 分	ふ り が な 氏 名	役 職 名
1 市民によるワーキンググループの代表者	くり はら れい こ 栗 原 令 子	
	わた なべ まさ こ 渡 辺 祇 子	
	たか がき きみ ひこ 高 垣 公 彦	(平成15年8月21日～平成16年1月30日)
	は せ がわ せんたろう 長谷川 泉太郎	(平成16年2月1日～平成17年3月31日)
2 茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の各部会の代表者又は役員	みつ はし きよし 三 橋 清	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会常任理事 (平成15年8月21日～平成16年3月31日)
	い がらし きよ お 五十嵐 清 夫	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会常任理事 (平成16年4月13日～平成17年3月31日)
3 市内の福祉関係団体の構成員	むこう た タミコ 向 田 タミコ	茅ヶ崎録音奉仕会会長
	いい づか ふ み こ 飯 塚 扶美子	茅ヶ崎市点訳赤十字奉仕団
4 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会の職員	きた ざわ いち ろう 北 沢 一 郎	茅ヶ崎市社会福祉協議会事務局次長
5 学識経験を有する者	とよ た むね ひろ 豊 田 宗 裕	横浜国際福祉専門学校副校長

7 ワークショップの概要

■ 茅ヶ崎市地域福祉づくりワークショップの流れ



■ 中間発表会ポスター

茅ヶ崎市 地域福祉づくりワークショップ発表会

中間

みんなで活動してきたことを発表します

茅ヶ崎市地域福祉づくりワークショップは、市民のみなさんの意見を地域福祉計画に反映するために、8月に活動を始めました。
現在、公募による97人のみなさんが、11グループに分かれて茅ヶ崎市の福祉について学習・検討しています。
その活動状況について中間発表します。その際、みなさんからご意見をいただき、今後の活動に生かしていきたいと考えておりますので、ぜひご来場ください。
なお、当日は活動内容を展示しますので、お早めにお越しください。





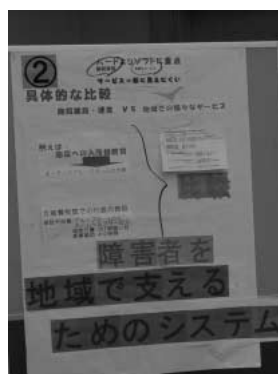

開催日時 平成15年11月30日（日） 午後1:30～4:00
開場 午後1:00

会場 茅ヶ崎市コミュニティホール（茅ヶ崎市役所分庁舎6階）
主催 茅ヶ崎市

発表テーマ

障害者福祉部会	- 市民の障害者に対する意識改革 - 障害者及び家族への行政の取組みと地域のサポート体制の確立 - 障害者が地域の中で自立して暮らすための環境づくり
高齢者福祉部会	- 地域の一人暮らし高齢者及び高齢世帯への支援 - 要介護者とその家族へのアプローチ - 高齢者の生きがいと健康づくり
児童福祉部会	- 子どもの居場所づくり - 子育て支援とネットワークづくり
総合調整部会	- 地域のかをを引き出し、地域でささあうために必要なネットワークづくり - ゆりかごから墓場まで - ボランティアネットワークの構築

問合せ先 茅ヶ崎市役所保健福祉部保健福祉総務課保健福祉調整担当
TEL：0467-82-1111 内線2258



■ 発表会



■ まとめ発表会ポスター

茅ヶ崎市

まとめ

地域福祉づくりワークショップ発表会

● みんなで活動してきたことを発表します ●

茅ヶ崎市地域福祉づくりワークショップは、市民のみなさんの意見を地域福祉計画に反映するために、8月に活動を始めました。

現在、公募による92人のみなさんが、11グループに分かれて活動しており、平成15年11月には「中間発表会」、平成16年3月にはワークショップメンバーによる「意見交換会」が開催され、「まとめ発表会」に向けた最終活動が行われています。

発表会当日は、パネル等の展示を行うほか、みなさんのご意見もいただきたいと考えておりますので、ぜひご参加ください。

開催日時 平成16年5月16日（日）
午後13:00～16:30（開場12:30）

会場 茅ヶ崎市コミュニティホール
（茅ヶ崎市役所分庁舎6階）

主催 茅ヶ崎市

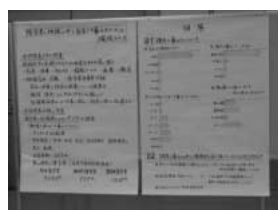
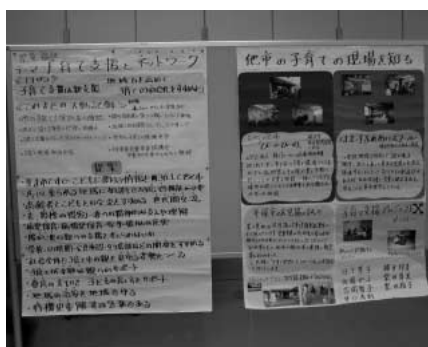





■ 発表テーマ目録

障害者福祉部会 (13:05～13:55の予定) ・市民の障害者に対する意識改革 ・障害者及び家族への行政の取組みと地域のサポート体制の確立 ・障害者が地域の中で自立して暮らすための環境づくり	児童福祉部会 (15:00～15:40の予定) ・子どもの居場所づくり ・子育て支援とネットワークづくり
高齢者福祉部会 (13:55～14:45の予定) ・地域の一人暮らし高齢者及び高齢世帯への支援 ・要介護者とその家族へのアプローチ ・高齢者の生きがいと健康づくり	総合調整部会 (16:40～16:50の予定) ・地域の力を引き出し、地域でささえあうために必要なネットワークづくり ・ゆりかごから墓場まで ・ボランティアネットワークの構築

問い合わせ先 茅ヶ崎市役所保健福祉部保健福祉総務課保健福祉調整担当 TEL: 0467-82-1111（内線2258）



■ 発表会



「茅ヶ崎市地域福祉づくりワークショップ」の活動経緯

事前作業	ワークショップ全体会			リーダー会議	
	7月5日(土)	7月26日(土)	8月9日(土)	第1回	第2回
4月～6月	7月5日(土)	7月26日(土)	8月9日(土)	9月27日(土)	11月4日(火)
メンバー募集 ↓ メンバー確定 ↓ 確定メンバーの希望するテーマ等の把握(アンケート)	1 地域福祉計画について 2 ワークショップについて (1) ワークショップ開催の趣旨及びテーマについて (2) ワークショップのスケジュール等について 3 仮グループ分け (1) 仮グループ分け (2) 自己紹介	1 茅ヶ崎市の福祉の現状 2 グループ分け (1) テーマの決定 (2) リーダー、サブリーダー及び記録係の選出 3 リーダーあいさつ	1 講演「こんなふう にワークショップを すすめよう」 講師：(財)世田谷 区都市整備公社まち づくりセンター 齋藤啓子氏 2 今後のグループワ ークの進め方 3 グループワーク (1) 今後の活動内容 について (2) 第1回グループ ワークの日程の決 定 4 活動内容の発表	・活動経過報告と今後の活動方針について	・中間発表会について
配布資料 ①希望テーマ把握アンケート	●配布資料 「茅ヶ崎市地域福祉づくりワークショップ」資料 ■地域福祉計画について ■ワークショップについて ・運営組織	●配布資料 1 茅ヶ崎市の福祉の現状 2 各部会におけるテーマ	●配布資料 1 講演会資料 (1) こんなふう にワークショップを すすめよう (2) 「ぶりっじ世田 谷」事例集より抜 粋 2 今後のグループワ ークの進め方	11 グループごとの活動	

中間発表会	リーダー会議		意見交換会	リーダー会議	まとめ発表会
	第3回	第4回		第5回	
11月30日(日)	1月9日(金)	3月3日(水)	3月20日(土)	4月14日(水)	5月16日(日)
【会場】 茅ヶ崎市コミュニティホール ■プログラム 13:30 開会 13:40 中間発表 ■障害者福祉部会テーマ 1 市民の障害者に対する意識改革 2 障害者及び家族への行政の取り組みと地域のサポート体制の確立 3 障害者が地域の中で自立して暮らすための環境づくり ■高齢者福祉部会テーマ 1 地域の一人暮らしの高齢者及び高齢世帯への支援 2 要介護者とその家族へのアプローチ 3 高齢者の生きがいと健康づくり 14:30 質疑応答 14:45 休憩(15分) 15:00 ■児童福祉部会テーマ 1 子どもの居場所づくり 2 子育て支援とネットワークづくり ■総合調整部会テーマ 1 地域の力を引き出し、地域でささえあうために必要なネットワークづくり 2 ゆりかごから墓場まで 3 ボランティアネットワークの構築 15:40 質疑応答 16:00 閉会	・今後のスケジュールについて	・意見交換会について	【会場】 市役所本庁舎大会議室 1 発表 ①障害者福祉部会 ・市民の障害者に対する意識改革 ・障害者及び家族への行政の取り組みと地域のサポート体制の確立 ・障害者が地域の中で自立して暮らすための環境づくり ●質疑応答 ②高齢者福祉部会 ・地域の一人暮らしの高齢者及び高齢世帯への支援 ・要介護者とその家族へのアプローチ ・高齢者の生きがいと健康づくり ●質疑応答 ③児童福祉部会 ・子どもの居場所づくり ・子育て支援とネットワークづくり ●質疑応答 ④総合調整部会 ・地域の力を引き出し、地域でささえあうために必要なネットワークづくり ・ゆりかごから墓場まで ・ボランティアネットワークの構築 ●質疑応答 2 意見交換 3 閉会	・まとめ発表会について	【会場】 茅ヶ崎市コミュニティホール ■プログラム 13:00 開会 13:05 発表 ■障害者福祉部会テーマ 1 市民の障害者に対する意識改革 2 障害者及び家族への行政の取り組みと地域のサポート体制の確立 3 障害者が地域の中で自立して暮らすための環境づくり 13:35 質疑応答 13:55 発表 ■高齢者福祉部会テーマ 1 地域の一人暮らしの高齢者及び高齢世帯への支援 2 要介護者とその家族へのアプローチ 3 高齢者の生きがいと健康づくり 14:25 質疑応答 14:45 休憩(15分) 15:00 発表 ■児童福祉部会テーマ 1 子どもの居場所づくり 2 子育て支援とネットワークづくり 15:20 質疑応答 15:40 発表 ■総合調整部会テーマ 1 地域の力を引き出し、地域でささえあうために必要なネットワークづくり 2 ゆりかごから墓場まで 3 ボランティアネットワークの構築 16:10 質疑応答 16:30 閉会
	11 グループごとの活動			11 グループごとの活動	

8 茅ヶ崎市地域福祉計画策定過程

開催年月	地域福祉計画策定委員会	専 門 部 会
平成15年 6月	・ 第1回策定委員会 平成15年6月2日（月） 午後1時30分～3時30分 庁舎5階A・B会議室 議題 1 委員長及び副委員長の選出について 2 「茅ヶ崎市地域福祉計画」についての基本方針」について 3 今後のスケジュール（案）について 4 意見交換	
8月		・ 第1回専門部会 平成15年8月21日（木） 午後1時30分～3時30分 本庁舎7階大会議室 議題 1 茅ヶ崎市地域福祉計画について 2 今後の策定スケジュールについて（各部会に分かれて） 3 意見交換
10月		・ 第2回専門部会 ■ 障害者福祉部会 平成15年10月14日（火） 午前10時～12時 分庁舎5階E会議室 議題 1 ワーキンググループの活動状況 2 前回の議論を踏まえた今後の部会の進め方について ■ 高齢者福祉部会 平成15年10月24日（金） 午後1時30分～3時30分 本庁舎1階会議室 議題 1 高齢者の生きがいと健康づくりについて ■ 児童福祉部会 平成15年10月24日（金） 午後1時30分～3時30分 本庁舎7階第6会議室 議題 1 ワーキンググループの活動状況報告 2 前回の議論を踏まえた今後の部会の進め方について

開催年月	地域福祉計画策定委員会	専 門 部 会
		■ 総合調整部会 平成15年10月3日（金） 午後1時～3時 本庁舎7階第6会議室 議題 1 ワーキンググループの活動状況報告 2 前回の議論を踏まえた今後の部会の進め方について
11月	・ 第2回策定委員会 平成15年11月22日（土） 午前10時～12時 分庁舎5階特別会議室 議題 1 ワークショップの活動状況について 2 専門部会の活動状況について 3 今後のスケジュールについて	
12月		・ 第3回専門部会 ■ 障害者福祉部会 平成15年12月16日（火） 午前10時～12時 本庁舎7階第2会議室 議題 1 ワーキンググループの活動状況報告（中間発表会報告を含む） 2 今後のスケジュールについて ■ 高齢者福祉部会 平成15年12月19日（金） 午後1時30分～3時30分 本庁舎7階第3会議室 議題 1 要介護老人及びその家族へのアプローチ ■ 児童福祉部会 平成15年12月15日（月） 午後2時～4時 分庁舎5階E会議室 議題 1 ワーキンググループの活動状況報告について ■ 総合調整部会 平成15年12月2日（火） 午前10時～11時30分 本庁舎1階会議室 議題 1 ワーキンググループの活動状況報告 2 他の専門部会の開催状況報告 3 意見交換

開催年月	地域福祉計画策定委員会	専 門 部 会
平成16年 2月		・ 第4回専門部会 ■ 障害者福祉部会 平成16年2月17日（火） 午前10時～12時 本庁舎7階第4会議室 議題 1 ワーキンググループの活動状況報告 2 今後の部会の進め方について ■ 高齢者福祉部会 平成16年2月20日（金） 午後1時30分～4時30分 本庁舎1階会議室 議題 1 安心して暮らせる地域作り 地域の一人暮らし高齢者および高齢世帯への支援 ■ 児童福祉部会 平成16年2月17日（火） 午後2時～4時 本庁舎3階理事者控室 報告事項 1 ワーキンググループの活動状況報告 審議事項 1 ワーキンググループからの課題の提案について 2 児童福祉部会員による課題の提案について ■ 総合調整部会 平成16年2月26日（木） 午前10時～11時30分 分庁舎5階A会議室 議題 1 ワーキンググループ等の活動状況報告又は提案 2 今後の部会の進め方について 3 意見交換
3月	・ 第3回策定委員会 平成16年3月29日（月） 午後7時～9時 分庁舎5階特別会議室 議題 1 市民及び団体等アンケートの集計結果について 2 専門部会の活動状況について 3 今後のスケジュールについて	

開催年月	地域福祉計画策定委員会	専 門 部 会
4月		・ 第5回専門部会 ■ 障害者福祉部会 平成16年4月20日（火） 午前10時～12時 本庁舎7階第2会議室 議題 1 ワーキンググループの活動状況報告 2 ワーキンググループよりのテーマについて ■ 高齢者福祉部会 平成16年4月16日（金） 午後1時30分～3時30分 分庁舎5階E会議室 議題 1 ワークショップの主な提案事項等 ■ 児童福祉部会 平成16年4月16日（金） 午後1時30分～3時30分 分庁舎5階F会議室 報告事項 1 ワーキンググループの活動状況報告について 審議事項 1 ワーキンググループからの課題の提案について 2 児童福祉部会員による課題の提案について 3 課題の集約について ■ 総合調整部会 平成16年4月15日（木） 午後1時30分～3時30分 分庁舎5階B会議室 議題 1 テーマの設定について 2 地域福祉計画の基本理念について
5月	・ 第4回策定委員会 平成16年5月24日（月） 午後7時～9時 分庁舎5階A・B会議室 議題 1 地域福祉計画の基本理念と目標について	・ 第6回専門部会 ■ 障害者福祉部会 平成16年5月18日（火） 午前10時～12時 分庁舎5階F会議室 議題 1 課題の抽出について ■ 高齢者福祉部会 平成16年5月21日（金） 午後1時30分～3時30分 分庁舎5階E会議室 議題 1 ワークショップの主な提案事項等

開催年月	地域福祉計画策定委員会	専 門 部 会
		■ 児童福祉部会 平成16年5月21日（金） 午後1時30分～3時30分 本庁舎大会議室A 報告事項 1 ワーキンググループの活動状況報告（総括）について 審議事項 1 ワーキンググループからの課題提案について 2 各部会員による課題の提案について 3 課題のまとめ ■ 総合調整部会 平成16年5月20日（木） 午後4時～6時 本庁舎7階第3会議室 議題 1 地域福祉計画の基本目標について 2 ワークショップのまとめについて
6月		・ 第7回専門部会 ■ 障害者福祉部会 平成16年6月15日（火） 午前10時～12時 分庁舎5階D会議室 議題 1 地域福祉計画の基本理念と目標について 2 「障害」の用語について 3 課題の抽出と優先順位 4 解決方法についての検討 ■ 高齢者福祉部会 平成16年6月18日（金） 午後1時30分～3時30分 分庁舎5階E会議室 議題 1 ワークショップの主な提案事項等 ■ 児童福祉部会 平成16年6月18日（金） 午後1時30分～3時30分 総合体育館第1会議室 報告事項 1 策定委員会（第1回、5/24開催）の審議内容について 審議事項 1 児童福祉部会提案に対する部会長素案の検討について 2 地域福祉計画の基本理念・基本目標と児童福祉部会の行動計画の整合性と整理について

開催年月	地域福祉計画策定委員会	専 門 部 会
		■ 総合調整部会 平成16年6月24日（木） 午後4時～6時 本庁舎1階会議室 議題 1 策定委員会の報告について 2 基本理念・基本目標の検討について
7月		・第8回専門部会 ■ 障害者福祉部会 平成16年7月20日（火） 午前10時～12時 本庁舎7階大会議室A 議題 1 障害の種別について 2 目標達成の方法について ■ 高齢者福祉部会 平成16年7月16日（金） 午後1時30分～3時30分 本庁舎1階会議室 議題 1 ワークショップの主な提案事項等 ■ 児童福祉部会 平成16年7月20日（火） 午後1時30分～3時30分 総合体育館第1会議室 審議事項 1 前回（第7回）会議内容の確認について 2 地域福祉計画の基本理念・基本目標と児童福祉部会の行動計画の整合性と整理について ■ 総合調整部会 平成16年7月26日（月） 午後4時30分～6時30分 分庁舎5階E会議室 議題 1 基本理念と基本目標に係る実施事業の検討について
8月		・第9回専門部会 ■ 障害者福祉部会 平成16年8月17日（火） 午前9時30分～11時30分 分庁舎5階D会議室 議題 1 今後の予定について 2 目標達成の方法について

開催年月	地域福祉計画策定委員会	専 門 部 会
		■ 高齢者福祉部会 平成16年8月20日（金） 午後1時30分～3時30分 分庁舎5階E会議室 議題 1 ワークショップの主な提案事項等 ■ 児童福祉部会 平成16年8月20日（金） 午後1時30分～3時30分 総合体育館第2会議室 審議事項 1 前回（第8回）会議内容の確認について 2 地域福祉計画の基本理念・基本目標と児童福祉部会の行動計画の整合性と整理について（最終審議） ■ 総合調整部会 平成16年8月9日（月） 午後4時30分～7時30分（土） 分庁舎5階F会議室 議題 1 基本目標に係る実施事業の検討について
9月	・ 第5回策定委員会 平成16年9月13日（月） 午後7時～9時 分庁舎5階A・B会議室 議題 1 地域福祉計画の枠組み（案）について 2 今後のスケジュールについて	
10月	・ 第6回策定委員会 平成16年10月2日（土） 午後1時30分～5時 分庁舎5階特別会議室 議題 1 地域福祉計画素案について ・ 第7回策定委員会 平成16年10月18日（月） 午後7時～9時 分庁舎5階特別会議室 議題 1 地域福祉計画素案について	

開催年月	地域福祉計画策定委員会	専 門 部 会
10月	・ 第8回策定委員会 平成16年10月28日（木） 午後7時～9時 分庁舎5階特別会議室 議題 1 地域福祉計画素案のまとめについて	
11月		・ 第10回専門部会 平成16年11月27日（土） 午前10時～11時30分 本庁舎7階大会議室 議題 1 茅ヶ崎市地域福祉計画素案の報告について
平成17年 2月	・ 第9回策定委員会 平成17年2月9日（水） 午後7時～8時40分 分庁舎5階特別会議室 議題 1 地域福祉計画のまとめについて 2 地域福祉計画の愛称について	

9 茅ヶ崎市が策定した保健福祉計画の概要

■ 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画

計画の目的 障害のある人たちが、それぞれのまちの生活や発展に完全に参加するとともに、他の人たちと同じ生活条件を享受できるようにならなければいけないとする、障害者の「安全参加と平等」の実現、そのための施策づくり、体制づくりに全市的な推進態勢で臨むこと。

計画期間 平成10年～平成22年

基本理念 (1) 人権の尊重
(2) ノーマライゼーションの理念の浸透
(3) 主体性、自主性の確立

施策の体系

●社会参加の支援

1 相談事業、情報提供の充実	①相談事業の充実 ②情報提供の充実
2 就労の促進	①就労支援、職業訓練の充実 ②一般雇用の促進
3 生涯学習、社会参加の促進	①スポーツ、レクリエーション活動の促進 ②文化・学習活動の促進 ③福祉活動等の促進

●権利擁護の充実

4 権利擁護の充実	①権利擁護機関の設置
-----------	------------

●療育と教育の充実

5 保育・療育・教育サービスの充実	①就学前の保育・教育の充実 ②学校教育期の教育の充実
-------------------	-------------------------------

●福祉サービスの充実

6 在宅福祉サービスの充実	①訪問型サービスの充実 ②施設利用型サービスの充実
7 福祉施設サービスの充実	①障害者全体に対する施設サービスの充実 ②身体障害者に対する施設サービスの充実 ③知的障害者に対する施設サービスの充実 ④精神障害者に対する施設サービスの充実

●保健と医療の充実

8 保健・医療サービスの充実	①障害の早期発見、早期治療の充実 ②保健・医療サービスの充実 ③リハビリテーションの充実
----------------	--

●福祉のまちづくり

9 移動手段・交通の整備	①道路の整備 ②公共交通機関の整備 ③移動の支援
10 生活環境の整備	①障害者向け住宅等の供給 ②公共建築物、まちづくりの整備 ③公園・水辺空間等の整備 ④防災体制の整備

●共感の形成

11 市民の意識啓発	①キャンペーン、催し物の実施 ②学校での福祉教育の充実 ③ボランティア活動の支援 ④研修会・講習会、情報提供の充実
12 国際交流・国際協力の促進	⑤国際交流・国際協力の促進

■ 茅ヶ崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

計画の目的 住み慣れた地域で安心して老後が過ごせるよう、高齢者の個人の尊厳を重んじ、個々の有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、介護予防・生活支援事業の充実に努めるとともに介護保険事業の適切な運営を推進する。

計画期間 平成15年～19年度

基本理念

高齢者の個人の尊厳を重んじ、個々の有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう地域社会の社会的な連帯と支援によって、主体的な社会参加と自己実現の確立を目指す。

基本方針 (1) 要介護状態になる前の予防施策の充実
(2) 多種多様な介護サービスの提供を可能にするサービス量の確保とその質の向上
(3) 在宅サービスを中心とした施策の推進

施策の体系

●保健福祉サービスの施策の体系

1 高齢者の社会活動・生きがい活動の支援に関する施策	①シルバー人材センター ②老人クラブ等への助成 ③敬老大会事業 ④生きがいと健康づくり事業 ⑤福祉バス ⑥高齢者生きがい友の会 ⑦世代間交流推進事業
2 老人保健事業に関する施策	①基本健康診査 ②成人歯科健康診査 ③健康相談 ④健康教育 ⑤機能訓練 ⑥訪問指導 ⑦健康手帳 ⑧訪問歯科診療 ⑨がん検診
3 介護予防・地域支え合い事業に関する施策	①在宅介護支援事業 ②家族介護教室 ③地域住民グループ支援事業 ④高齢者食生活改善事業 ⑤生きがい活動支援通所事業（生きがい支援型デイサービス事業）

	⑥生活管理指導短期宿泊事業 ⑦生活管理指導員派遣事業 ⑧寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 ⑨軽度生活援助事業（生活支援型ホームヘルプサービス事業） ⑩高齢者住宅生活援助員派遣事業 ⑪住宅改修支援事業 ⑫住宅改良費助成事業 ⑬緊急通報体制等整備事業 ⑭転倒・骨折予防教室 ⑮給食サービス事業 ⑯介護用品支給事業
4 施設等の整備	①養護老人ホーム ②軽費老人ホーム（ケアハウス） ③シルバーハウジング ④在宅介護支援センター ⑤老人福祉センター

●介護サービスの円滑な提供のための方策

1 介護サービスを円滑に提供するための取り組み	①基幹型在宅介護支援センターを中心とした地域ケア会議の運営 ②介護サービス事業者連絡協議会の活動の促進 ③介護サービス評価プログラムの推進 ④介護サービスの担い手の養成・育成 ⑤介護老人福祉施設の適切な入退所の推進
2 介護サービスの利用を促進するための取り組み	①利用者への情報提供の推進 ②相談窓口の充実 ③相談・苦情体制の整備 ④権利擁護システムの確立 ⑤介護サービス相談員の派遣
3 その他介護保険事業を円滑に運営するための取り組み	①茅ヶ崎市介護保険運営協議会の運営 ②公正・迅速な要介護認定事務の推進 ③介護サービスの利用実態及び利用意向の把握

■ 茅ヶ崎市高齢社会トータルプラン

計画の目的 各領域の横断的・総合的な取り組みによる地域福祉の展開、高齢者の生きがいと活力に満ちた生活の実現を目指す。

計画期間 21世紀初頭（2010年）を展望する。

- 基本目標
- (1) いたわりとふれあいのある社会の創出
 - (2) コミュニティ・ケアの推進
 - (3) 気配りまちづくり
 - (4) 健康の確保
 - (5) 在宅福祉サービスの充実
 - (6) 生きがいの創出
 - (7) 生涯学習の推進
 - (8) スポーツ・レクリエーションの振興
 - (9) 芸術・文化活動の振興

施策の方向

1 いたわりとふれあいのある社会の創出	①福祉のこころを醸成する教育や交流の推進 ②市民の福祉活動に対する支援の推進 ③集いと交流のあるまちづくりの推進 ④世代間が交流できる施策と施設整備の推進 ⑤生活環境の整備の推進
2 コミュニティ・ケアの推進	①地域で支えあうコミュニティ・ケアの推進 ②交流と連携に支えられた地域福祉活動の推進 ③市民の福祉活動への参加を促進し、参加と連帯による福祉社会・福祉コミュニティづくりの推進 ④高齢者が自立して、共に暮らすことができる豊かな地域社会づくりの推進 ⑤独り暮らし高齢者対策の推進 ⑥福祉施設のネットワークづくりの推進 ⑦財産保全管理制度の整備の推進
3 気配りまちづくり	①高齢者福祉思想の普及と気配りまちづくりの推進 ②高齢者が安心して生活し、社会参加することができる住み良いまちづくりの推進 ③高齢者が安心して外出できるよう配慮したまちづくりの推進 ④高齢者が自らの意思で自由に行動でき、また、安心して生活できる都市環境整備の推進 ⑤高齢者が公共施設等を安全かつ快適に利用できるよう整備の推進

4 健康の確保	①健康保持・増進の推進 ②リハビリテーションの充実推進 ③精神的なケアの推進
5 在宅福祉サービスの充実	①在宅サービスシステム構築の推進 ②福祉と保健医療の連帯強化の推進 ③入所・介護施設の整備の推進
6 生きがいの創出	①高齢者参加型施策の展開と高齢者の知恵や豊かな経験が生かされる機会や場の創出 ②高齢者が幸せ、生きがいを選択できるような施策の推進 ③高齢者の孤独感解消のため、趣味・教養をとおし ての仲間づくりの支援の推進
7 生涯学習の推進	①多様な学習機会の充実の推進 ②学習活動を利用しやすくするための情報提供の充実促進 ③自主的な学習活動の推進
8 スポーツ・レクリエーションの振興	①スポーツ・レクリエーション活動への支援の推進 ②スポーツ・レクリエーション施設の充実推進
9 芸術・文化活動の振興	①芸術・文化活動への支援の推進 ②文化施設の充実推進

■ 茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画

計画の目的 次世代育成支援の基本理念、目標、施策の体系と展開方法などを設定することにより、いきいきとした茅ヶ崎市の将来の姿を創造・実現するための具体的な取り組みを示すために策定する。

計画期間 平成17年度～26年度
(17年度～21年度の5年間の前期計画とします。)

基本目標と基本方針

- (1) 子育てを支える社会環境づくり
 - ①次世代に向けた地域社会の整備
 - ②次世代に向けた地域環境の提供
 - ③茅ヶ崎の地域資源の活用
- (2) 子育て家庭への支援
 - ①子育て家庭における支援
 - ②子育てと仕事の両立支援
 - ③親と子の健康づくりの支援
 - ④特別に支援を必要とする家庭への支援
 - ⑤子どもの教育環境の整備
- (3) 子ども自身への支援
 - ①子どもが夢を持ってすこやかに元気に育つ環境づくり
 - ②いじめ・虐待・犯罪などへの対策・対応の強化

■ 茅ヶ崎市児童育成計画

計画の目的 安心して子どもを生み、子育てに楽しみと喜びを感じ、子どもを取り巻く家庭、学校、地域社会などが互いに手を取り合いながら、21世紀を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つことができる環境づくりを目指して、具体的な施策を展開するための基本的な考え方や施策の方向性などを示す。

計画の対象 18歳未満。主として0歳から9歳（小学校低学年）の児童。

計画期間 平成12年度～平成22年度

基本目標 （1）子どもが夢を持って健やかに元気に育つ環境づくり
（2）地域や家庭における子育て支援の充実
（3）子育てと仕事の両立支援

施策の方向

1 子どもが夢を持って健やかに元気に育つ環境づくり	①子どもの主体的な活動の推進 ②子どもの視点に立った環境づくり ③相談機関の充実と連携の強化 ④いじめ、虐待などへの対応の強化 ⑤子どもの最善の利益の尊重 ⑥子育て家庭の住環境の整備
2 地域や家庭における子育て支援の充実	①男女共同参画社会の推進 ②情報の提供と支援拠点の整備 ③ひとり親家庭への支援の充実 ④母子保健サービスの充実 ⑤保健・医療・福祉等の連携の推進 ⑥子どものいる家庭への経済的な支援の充実
3 子育てと仕事の両立支援	①働く親が子育てをしやすい条件の整備 ②多様な保育サービスの充実

■ 第2次茅ヶ崎市母子保健計画

計画の目的 すべての親が安心して子どもを産み育て、子どもが安心して健やかに成長できる茅ヶ崎の実現に向けて、母子保健施策を展開していくための基本とする。

計画の対象 主に母性並びに乳児、幼児

期 間 計画期間は、平成14年度～平成18年度

基本理念

支え合い ふれあいながら 心豊かにはぐくむ 健やかな茅ヶ崎

- 基本目標
- (1) 保健サービスの充実
 - (2) 相談・情報提供の充実
 - (3) 保健・医療・福祉サービスの連携

施策の体系

1 保健サービスの充実	①妊婦の健康管理の充実 ②乳幼児の健康管理の充実 ③乳幼児発育・発達支援の充実 ④感染症対策の充実 ⑤歯科保健対策の充実
2 相談・情報提供の充実	①相談機能の充実 ②訪問指導の充実 ③学習の場の充実 ④思春期保健の取り組み ⑤情報提供の充実
3 保健・医療・福祉サービスの連携	①保育サービスの充実 ②地域子育てサービスの充実 ③地域組織活動の充実 ④経済的支援の充実 ⑤地域医療体制の整備 ⑥保健・医療・福祉との連携

■ 第2次茅ヶ崎市地域福祉活動計画

計画の目的 市民の生活の中にある福祉課題を汲み上げて明らかにし、その解決に向けて市民自身が主体となり、関係機関や団体等と協働して取り組んでいく仕組みを築くこと、あわせてその中で市社協が担っていく役割や課題を明確にすることを目的とする。

計画期間 平成13年～平成17年度

基本理念

一人ひとりが生き生きと暮らせる福祉のまちづくりをめざして

基本目標 (1) 地域で生活できる仕組みづくりの推進
(2) 市民参加の促進

基本課題 (1) ネットワークの推進を基本とした福祉サービスの運営
(2) 生活に身近な場での市民活動の推進
(3) 活動拠点の整備
(4) 福祉サービスの利用支援と要援護者の権利擁護への取り組み

計画の体系

1 地区活動の推進	①地区活動拠点の整備 ②地区社会福祉協議会を中心とした地区福祉活動の推進 ③地区でのボランティア活動の推進 ④地域の関係機関・団体などとの連携の推進
2 ボランティア活動の推進	①ボランティア活動の参加者の増大 ②ボランティア活動支援のための基盤整備
3 当事者活動の育成・支援	①当事者活動の推進 ②活動拠点の整備
4 福祉のまちづくりに向けた市民への福祉理解への促進	①学校での福祉教育の推進 ②市民の福祉学習活動や相互理解の促進 ③企業(商店)の社会貢献の推進
5 生活を総合的に支える仕組みづくりの推進	①福祉総合相談機能の充実 ②在宅福祉サービスの推進 ③福祉サービスの利用支援と権利擁護 ④ライフサイクルに応じたニーズの把握と支援の推進

10 市民アンケート調査結果の概要

■ 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、茅ヶ崎市民の福祉に関する意識を探り、地域福祉計画策定のための基礎資料とする。

2 調査の設計

(1) 調査地域	茅ヶ崎市全域
(2) 母集団	市内に居住する満20歳以上の男女個人
(3) 対象者	6,000人
(4) 抽出方法	住民基本台帳から単純無作為抽出法
(5) 調査方法	郵送配布・郵送回収（はがきによる催促1回）
(6) 調査時期	平成16年1月15日～1月31日

3 回収結果

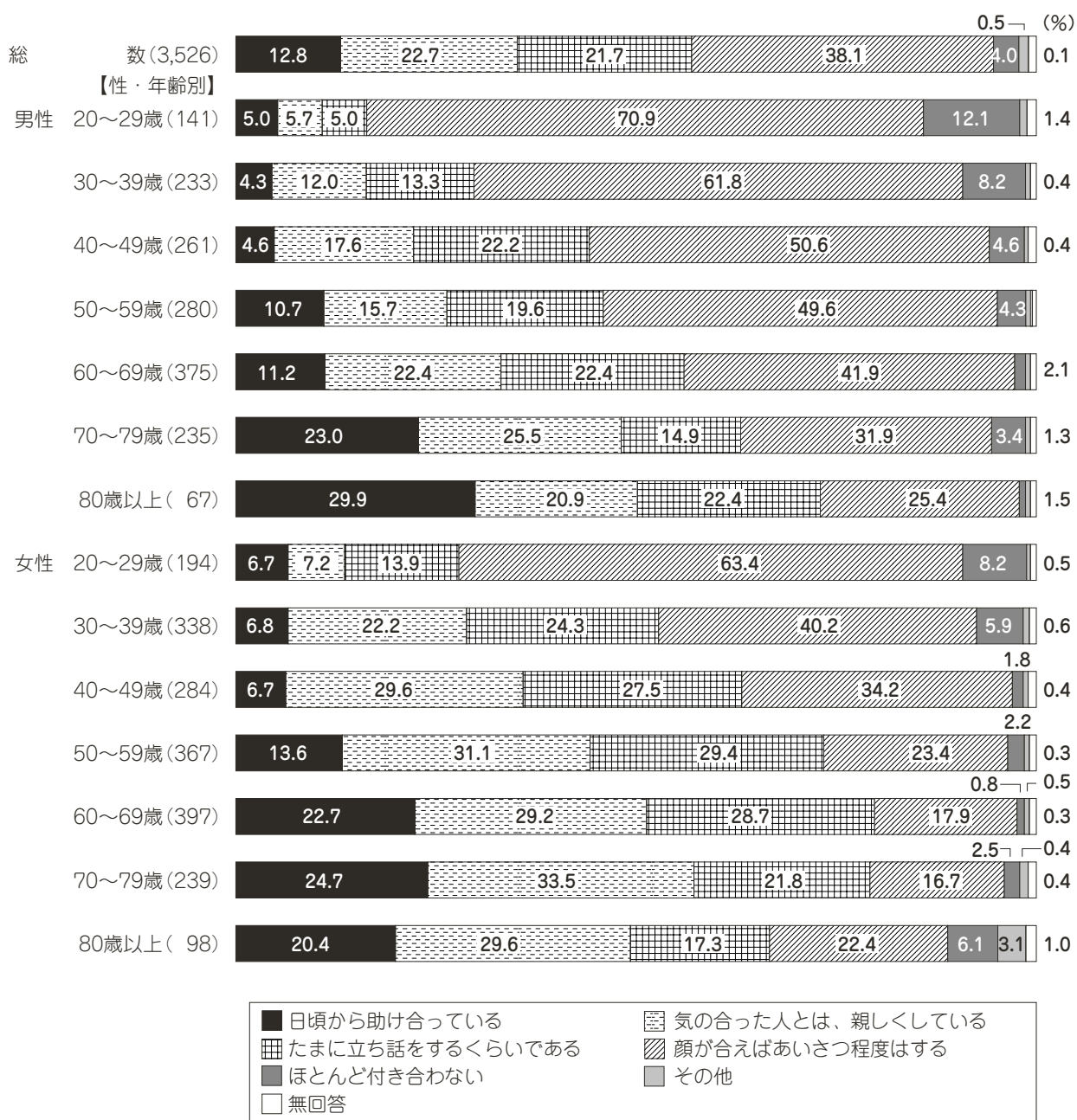
本調査の回収結果は以下のとおりである。

(1) 回収数	3,530票
(2) 回収率	58.8%
(3) 有効回答数	3,526票（無効票を除く）

■ 調査結果の概要

1 地域の助け合いについて

(1) 近隣の人とお付き合い

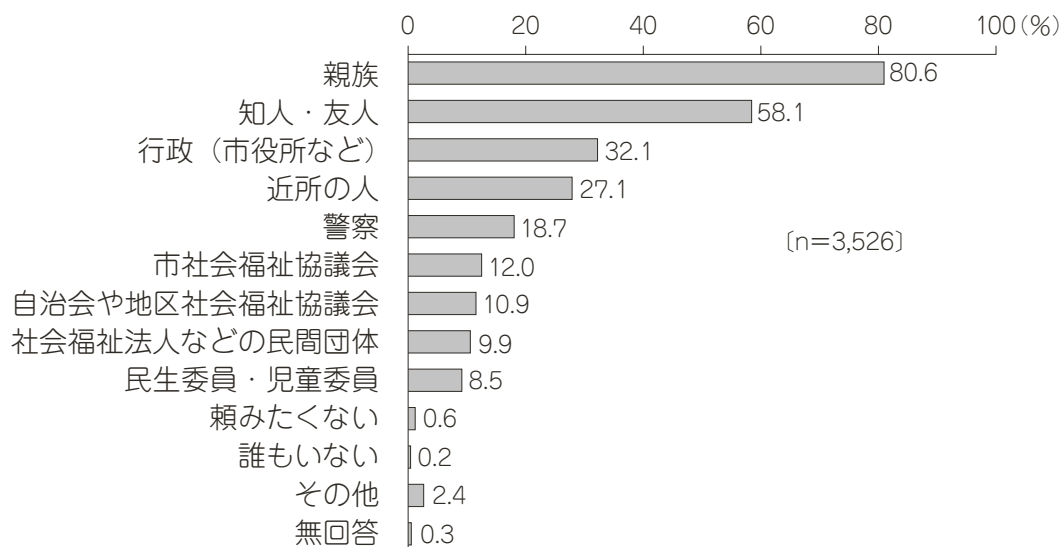


「顔が合えばあいさつ程度はする」(38.1%)が最も多く、次いで「気の合った人とは、親しくしている」(22.7%)、「たまに立ち話をするくらいである」(21.7%)の順となっている。

(2) 今後の近所付き合い

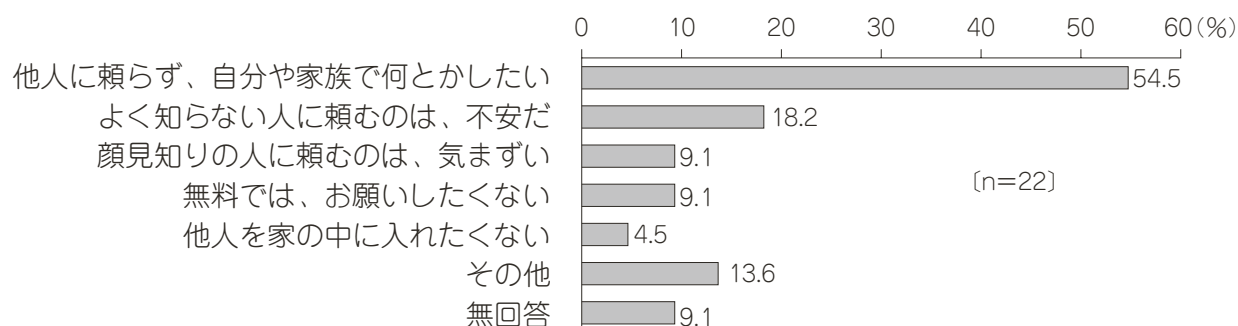
「今のままでよい」(77.4%)が最も多く、次いで「もっと親しくしたい」(18.8%)、「あまり付き合いたくない」(2.2%)の順となっている。

(3) 日常生活において手助けを頼みたい相手



「親族」(80.6%) が最も多く、次いで「知人・友人」(58.1%)、「行政（市役所など）」(32.1%)、「近所の人」(27.1%)、「警察」(17.8%) の順となっている。

(4) 手助けを頼みたくない理由

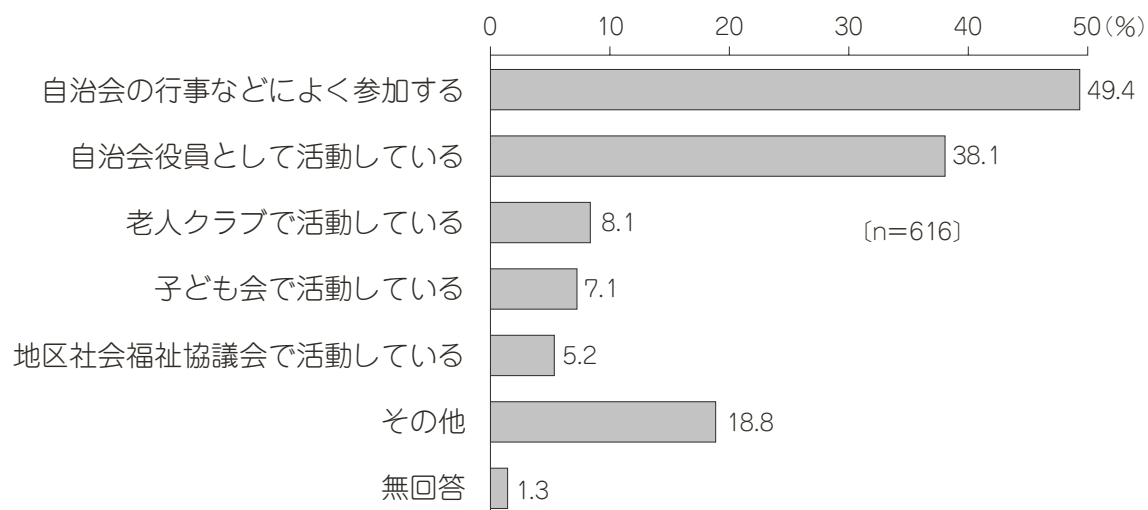


「他人に頼らず、自分や家族で何とかしたい」(54.5%) が最も多く、次いで、「よく知らない人に頼むのは、不安だ」(18.2%)、「顔見知りの人に頼むのは、気まずい」および「無料では、お願いしたくない」(9.1%) の順となっている。

(5) 地域の組織的活動への参加状況

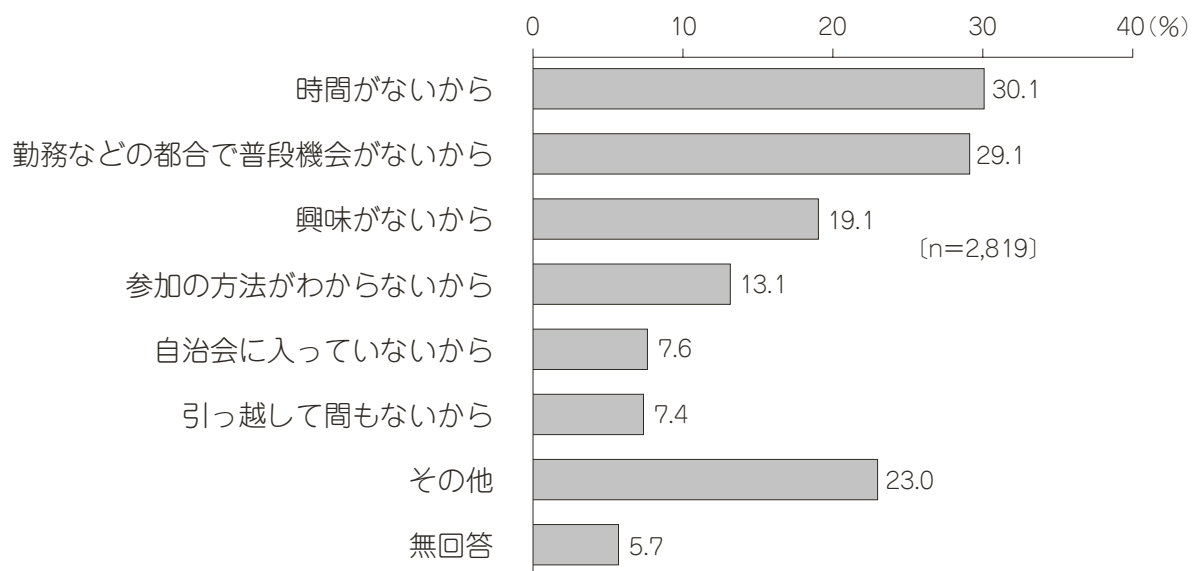
「活動したことがない」(46.8%) が最も多く、次いで「過去に活動したことがあるが、現在活動していない」(33.2%)、「現在活動している」(17.5%) の順となっている。

(6) 現在の地域活動の内容



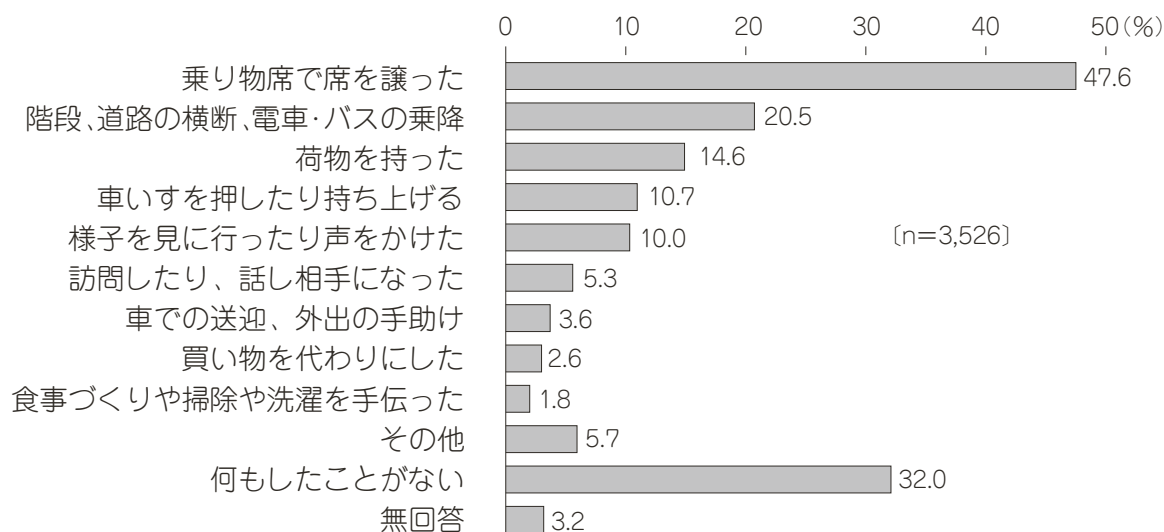
「自治会の行事などによく参加する」(49.4%) が最も多く、次いで「自治会役員として活動している」(38.1%)、「老人クラブで活動している」(8.1%)、「子ども会で活動している」(7.1%) の順となっている。

(7) 現在活動していない理由



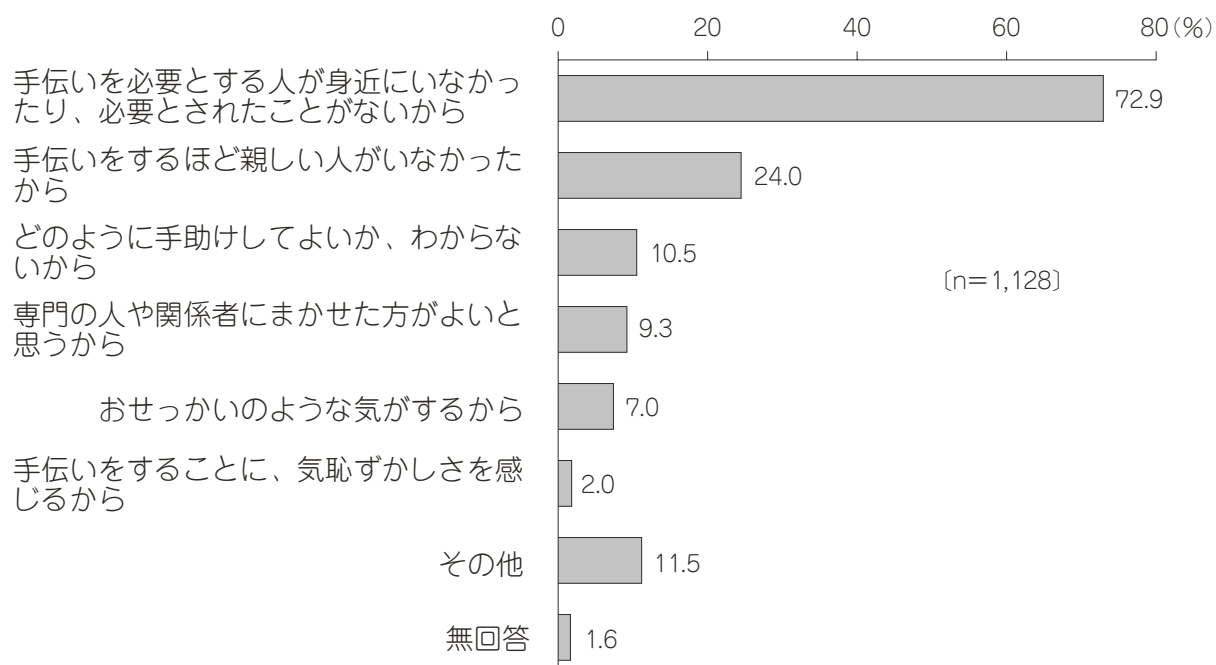
「時間がないから」(30.1%) が最も多く、次いで「勤務などの都合で普段機会がないから」(29.1%)、「興味がないから」(19.1%)、「参加の方法がわからないから」(13.1%) の順となっている。

(8) 障害のある人に対する手助けの経験



「乗り物席で席を譲った」(47.6%) が最も多く、次いで「階段の上り下りや道路の横断、電車などの乗り降りに手を貸した」(20.5%)、「荷物を持った」(14.6%)、「車いすを押したり、持ち上げるのを手伝った」(10.7%) の順となっている。

(9) 手助けをしたことがない理由



「手伝いを必要とする人が身近にいなかったり、必要とされたことがないから」(72.9%) が最も多く、次いで「手伝いをするほど親しい人がいなかったから」(24.0%)、「どのように手助けしてよいか、わからないから」(10.5%)、「専門の人や関係者にまかせた方がよいと思うから」(9.3%) の順となっている。

(10) 障害のある人にもやさしい社会をつくるために大切なこと



「道路の段差解消や公共的な建物への障害者用トイレ、エレベーターの設置などを推進する」(43.6%) が最も多く、次いで「ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実する」(32.8%)、「職業訓練、就労斡旋など、雇用・就労の場を確保する」(26.0%) の順となっている。

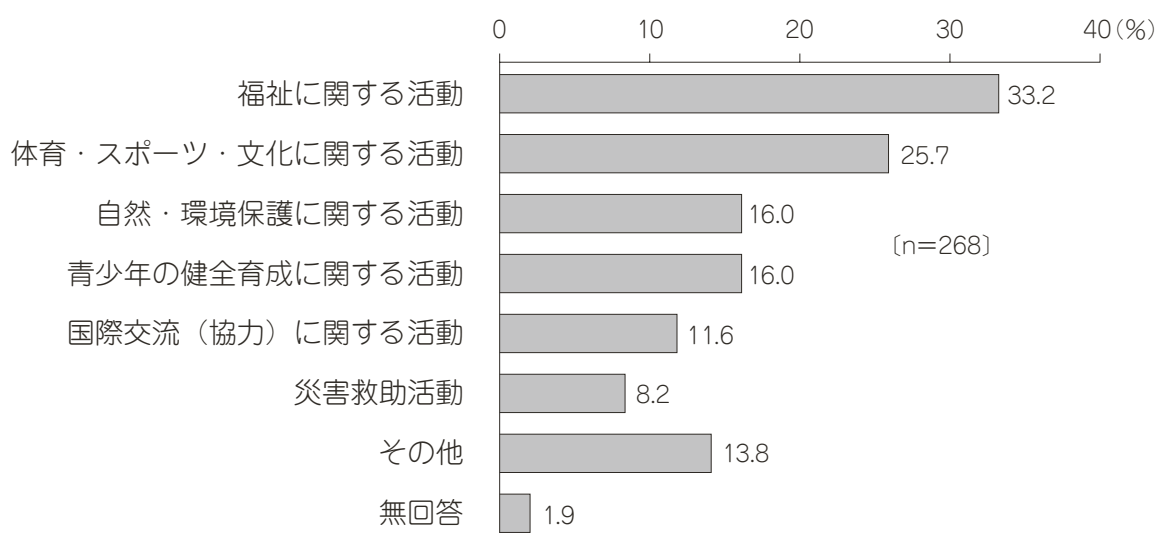
2 ボランティアについて

(1) ボランティア活動への参加状況

「現在参加している」との回答が7.6%で、「過去に参加したことはあるが、現在参加していない」(19.3%)とあわせた《参加経験のある》人は26.9%となっている。

性・年齢別でみると、《参加経験のある》人の割合は、女性の場合は20代(36.1%)、男性の場合は40代(28.8%)が多い。

(2) 現在参加しているボランティアの活動内容



「福祉に関する活動」(33.2%)が最も多く、次いで「体育・スポーツ・文化に関する活動」(25.7%)、「自然・環境保護に関する活動」および「青少年の健全育成に関する活動」(16.0%)の順となっている。

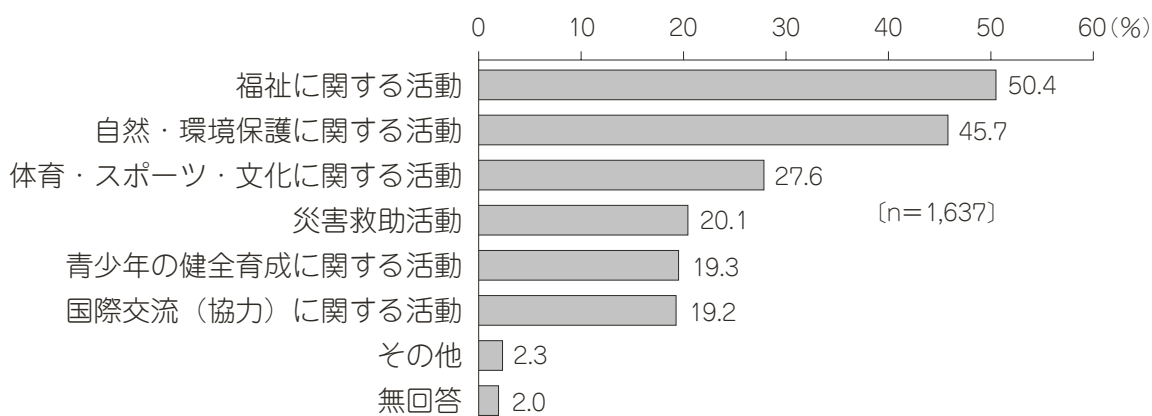
(3) ボランティア活動への参加理由

「世のため人のためになるから」(38.8%)が最も多く、次いで「自分の向上になるから」(37.7%)、「楽しいから、好きだから」(26.9%)、「自分の能力や技能を役立てたいから」(22.0%)の順となっている。

(4) ボランティア活動への今後の参加意向

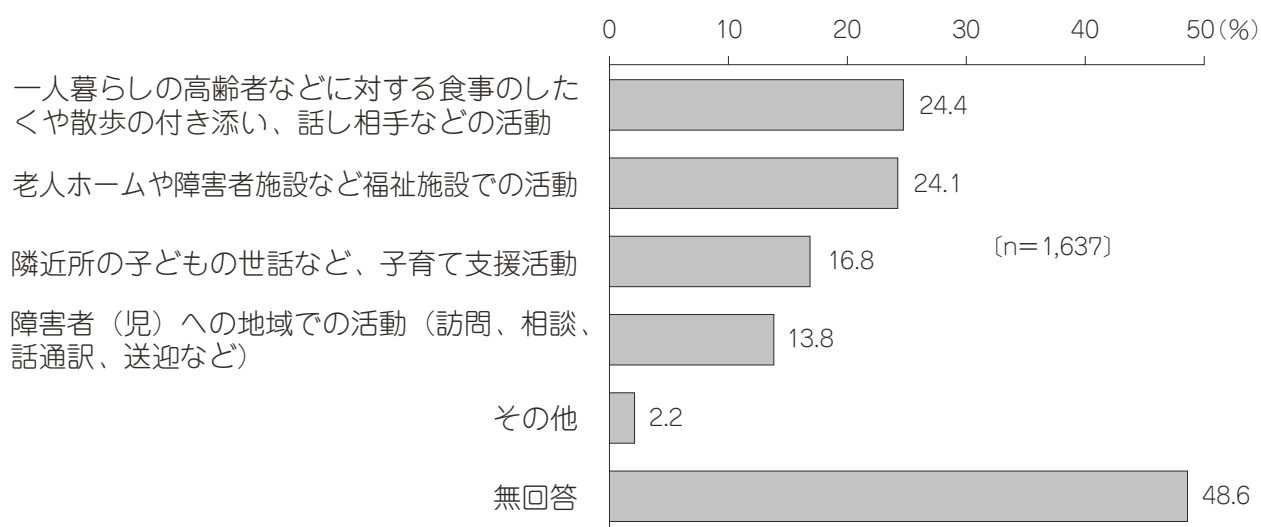
「参加したくない」(56.4%)が最も多く、次いで「参加したい」(37.3%)、「その他」(4.8%)と続いている。

(5) 今後参加したいボランティア活動内容



「福祉に関する活動」(50.4%)が最も多く、次いで「自然・環境保護に関する活動」(45.7%)、「体育・スポーツ・文化に関する活動」(27.6%)、「災害救助活動」(20.1%)の順となっている。

(6) 福祉に関して参加したい活動内容

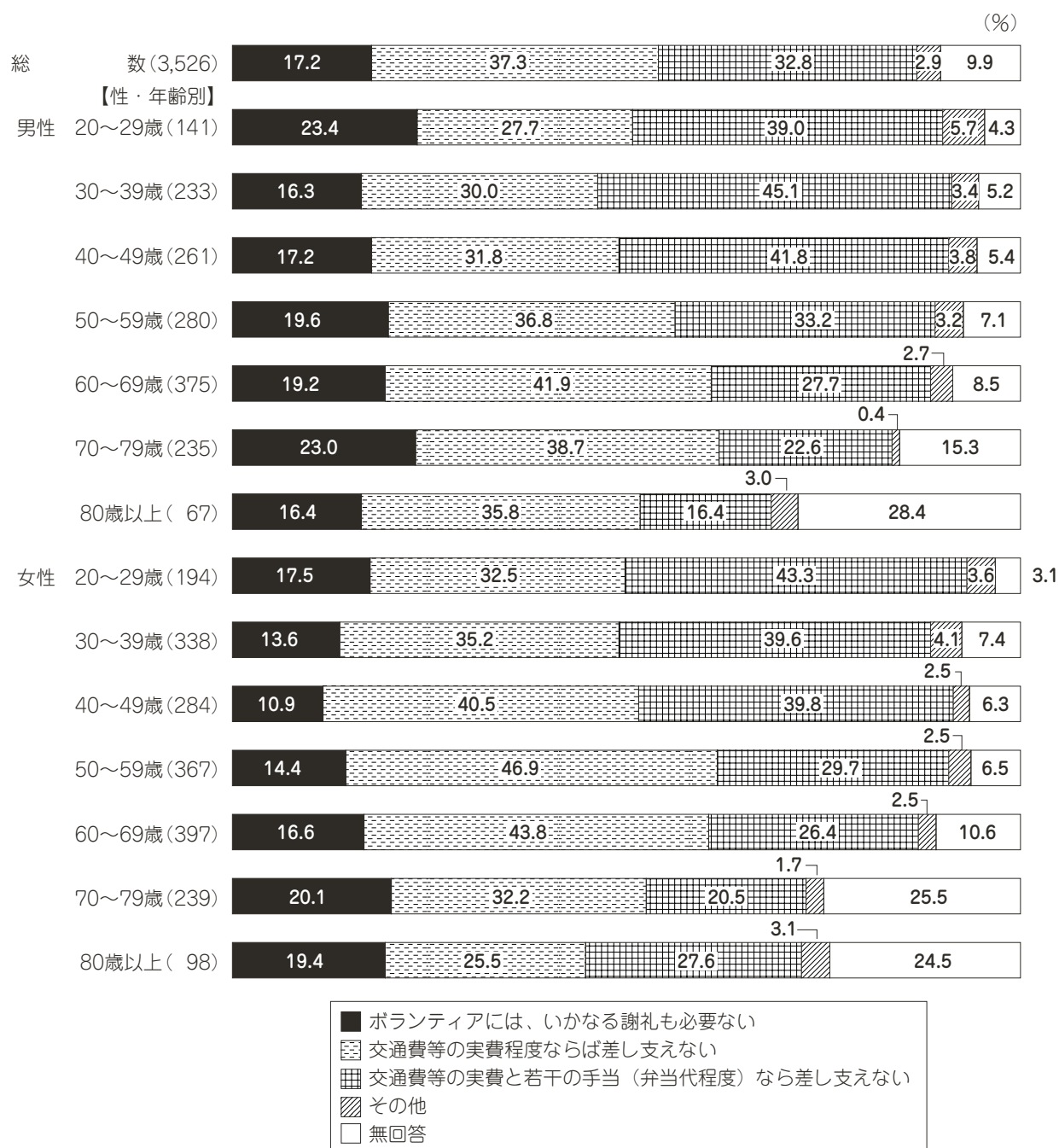


「一人暮らしの高齢者などに対する食事のしたくや散歩の付き添い、話し相手などの活動」(24.4%)、「老人ホームや障害者施設など福祉施設での活動」(24.1%)との回答が多い。

(7) ボランティア活動推進に必要な条件

「自分が健康であること」(75.7%) が最も多く、次いで「時間的なゆとり」(66.1%)、「ともに活動する仲間や友人がいること」(36.2%)、「ボランティア活動の中で生きがいや充実感があること」(34.6%) の順となっている。

(8) ボランティア活動の対価に関する考え方



「交通費等の実費程度ならば差し支えない」(37.3%) との回答が最も多く、次いで「交通費等の実費と若干の手当（弁当代程度）なら差し支えない」(32.8%)、「ボランティアには、いかなる謝礼也不需要」(17.2%) の順となっている。

3 福祉について

(1) 福祉に関する情報源

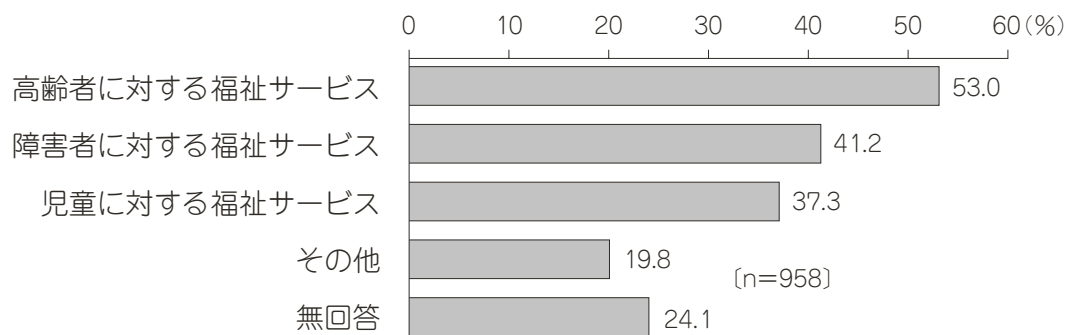
福祉に関する情報源は、各分野とも、「県や市の広報やパンフレット」が最も多い。中でも保健・健康づくりに関する情報源では5割以上を占めている。

内 容	1 位	2 位	3 位
保育、子育て支援など子どもの福祉に関すること	「県や市の広報やパンフレット」 (40.9%)	「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌」 (33.2%)	「近隣の人、知人、友人」 (22.8%)
障害者の福祉に関すること	「県や市の広報やパンフレット」 (41.1%)	「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌」 (37.0%)	「近隣の人、知人、友人」 (10.8%)
保健・健康づくり	「県や市の広報やパンフレット」 (52.4%)	「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌」 (39.8%)	「近隣の人、知人、友人」 (17.5%)
高齢者の福祉に関すること	「県や市の広報やパンフレット」 (46.6%)	「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌」 (40.3%)	「近隣の人、知人、友人」 (13.6%)
介護保険に関すること	「県や市の広報やパンフレット」 (40.5%)	「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌」 (40.4%)	「近隣の人、知人、友人」 (12.0%)
地域の助け合いやボランティア活動	「県や市の広報やパンフレット」 (39.5%)	「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌」 (17.5%)	「近隣の人、知人、友人」 (17.5%)

(2) 福祉サービスの現状に対する認識

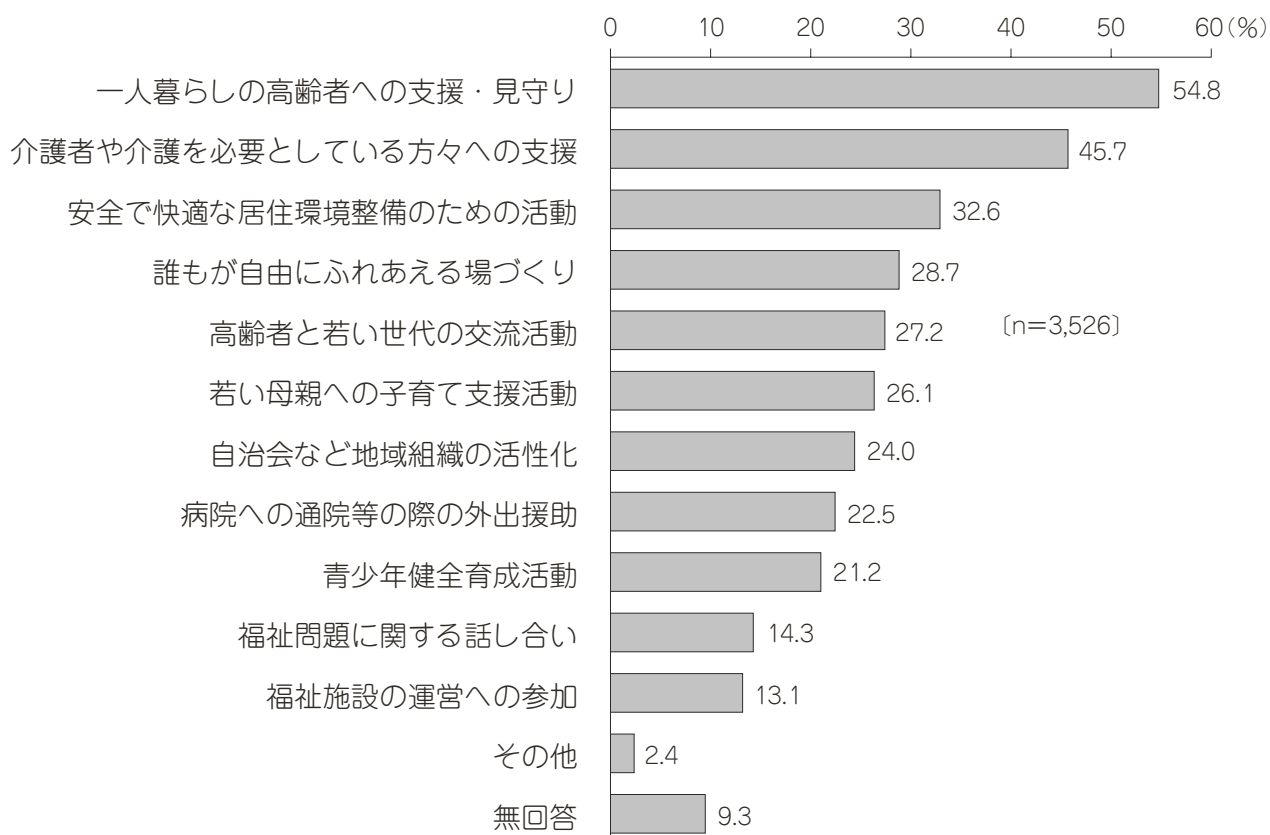
「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」(41.3%)が最も多く、次いで「十分な福祉サービスを受けているとは思わない」(27.2%)の順となっている。

(3) 不足していると思われるサービス



「高齢者に対する福祉サービス」(53.0%)が最も多く、次いで「障害者に対する福祉サービス」(41.2%)、「児童に対する福祉サービス」(37.3%)の順となっている。

(4) 地域住民として取り組むべき活動内容



「一人暮らしの高齢者への支援・見守り」(54.8%)が最も多く、次いで「介護者や介護を必要としている方々への支援」(45.7%)、「安全で快適な居住環境整備のための活動」(32.6%)、「誰もが自由にふれあえる場づくり」(28.7%)の順となっている。

11 茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会専門部会からの提案事項

■ 障害者福祉部会

総括

障害者福祉部会長 市川和彦

約1年にわたる障害専門部会で検討された内容について、整理したいと思います。

まず、編成の段階でこだわったのは、障害当事者の参加を得るということで、これはワークショップの段階から同様でした。身体障害領域から当事者の方の参加を得ることが出来、現実のニーズに即した検討を進めることができました。知的障害領域においてはワークショップに当事者のかたが参加されました。精神障害領域においては当事者の方の参加はありませんでしたが、支援センターの職員の方が代弁者として出席されました。ピープルファースト（知的障害者当事者団体）の方たちは「ぼくたちのいないところで、ぼくたちのことをきめないでください」と当事者性の重要さについて語っています。本計画もそうですが、あらゆる計画策定の際は必ず当事者の声を汲み上げてほしいと思います（参加する）。それも団体としての声だけではなく個人の声も汲み上げて欲しいと思います。

次に、障害専門部会で検討の対象とする障害は何かということです。障害者基本法及び付帯決議に示される障害（身体障害、知的障害、精神障害、自閉症、てんかん、難病）以外の障害（具体的に言えば、手帳の対象とならない障害レベルなど）で生きづらさを感じており、実際にサポートを必要する場合も援助の対象として捉えていこうという方向で、一致しました。そのためにはサポートする側に、障害についての理解が求められます。

「障害」という言葉についても検討されました。「害」という漢字を使用することに対する抵抗から、最近では「碍」やひらがな「がい」を使用されることが多くなってきました。しかし、その場合、使用する側の思想性が多分に反映されることもあり、中立的立場から、法律で使用されている「障害」を使用することとしました。

さて、本計画素案では、すでに作成された「新総合計画」「第2次実施計画」「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」における関連箇所も参考までに（すべてではありませんが）載せました。

各項目には達成期間が設定されています。達成期間は1～2年以内に達成すべき短期目標、3～4年以内に達成すべき中期目標、5年以上の達成を目指す長期目標の3つにわけましたが、たとえば市民の意識改革など明確なゴールが無いものに関しては、今すぐに始められるものから出発し、継続して実施していくことがその方法となります（プロセス・ゴール）。

本計画素案には、地域福祉計画にとどまらず障害者個別計画においてもさらに十分な検討を加えていただきたい内容についても網羅してあります。ぜひ、生かしていただきたいと思います。

最後に、本計画が実際に市民の目に見える形で達成されるように、計画策定後の進行状況の監視、評価を行う「地域福祉計画評価委員会」（仮名）の設置を提案したいと思います。計画が作りっぱなしにならないよう、計画策定と実施、評価は計画の一連の流れとしてとらえるべきではないかと考えます。ワークショップでは実に熱心に調査、研究、討論が行われました。この市民の力を今後もさらに活用していけたらと願っています。

【障害部会素案】

1. 市民の意識改革

障害者が地域社会のなかで必要なサポートを得ながら当たり前で暮らしていけるノーマライゼーション理念の実現は誰もが求める社会ではないでしょうか。しかし、残念ながら障害のあるかたに対する偏見や差別が、その道のりを遠いものにしているのが現実です。ですから、市民ひとりひとりの意識が変わることが前提かつ基盤となります。市民の意識改革のためには、障害当事者が学校や職場、地域社会の様々な場面に参加し、生活し、周囲の人たちと日常的なつながりをもってはじめて可能になります。最近の障害者福祉の世界で注目されるのは入所型施設から地域へと生活の拠点を移していこうとする「脱施設」の考えかたです。その実現のためには当然、彼らを受け止める地域でのサービスの促進や理解が求められます。これから述べる達成課題のひとつひとつが障害のあるひとたちが、地域において質の高い生活を実現していくための手段となっていくでしょう。

さて、障害の捉え方も最近では多様化しています※。障害のあるなし、障害の種別によらず、援助が必要な人が適切な援助を受けられる社会の実現もまた、わたしたち一人一人の意識が変わることによって実現するのではないのでしょうか。

1) とともに考える場の提供（長期目標）

「ノーマライゼーション」に加えて、すべての人々を大切にし、包み支え合うという「ソーシャル・インクルージョン」などの理念について、わたしたち市民が考える機会をつくっていきます（当事者参加）。

2) 関連機関における理解の促進（長期目標）

交通機関、教育機関、商店会、商工会議所、事業所、雇用先の会社、警察などと話し合いの機会を設け、障害についての理解を促します（当事者参加）。

※障害をどうとらえるか

本計画では、障害を次の三つの視点からとらえます。

- ① 身体の諸機能になんらかの変調、喪失をきたしている状態
- ② 個人レベルでなにかをすることができない、またはすることが困難な状態
- ③ その社会、その時代の多くの人々に保障されている生活や社会活動への参加が保障されていない、また、正当な社会的評価を保障されていない状態ですから「身体障害」「知

的障害」「精神障害」にとどまらず、特別な支援を必要とする人たち、すなわち、「自閉症」※1「LD（学習障害）」※2「ADHD（注意欠陥多動性障害）」※3「アスペルガー症候群」※4「高次脳機能障害」※5と呼ばれる人たちや、二つ以上の障害を併せ持つ「重度・重複障害」日常的な医療的サポートを必要とする「重症心身障害児・者」「難病（身体障害者手帳が交付されていないかた）」のかたたちも対象としています。

2. 就労の場の確保と支援

1) 製品販売場所の確保（短期目標）

施設・作業所などでつくられた製品の販売場所を確保します。特別な場所ではなく一般店舗でも販売ができるよう交渉します。

2) 広報活動や情報交換の場、学習の場の設定（中期目標）

当事者と雇用主との情報交換の場、触れ合う場などの機会を設け相互の理解を促します。行政の制度も有効活用します（たとえば、市のインターネット情報、市広報誌、各部課での施策説明会や討論会の企画など）。

3) 雇用枠の拡大

公共施設※、一般事業所、商店などへの一般雇用を促進します。その支援法としては、ジョブコーチ※※の育成、OJT※※※の場の確保などがあげられます。

4) 雇用主への障害理解の促進（長期目標）

商工会議所など関係団体にはたらきかけることにより、就労促進、障害理解のための学習会を実施します。

※公共施設

市役所、公民館、文化会館、社会福祉協議会、民間委託部門など

※※ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害者の働く職場に派遣され、個々の障害特性に応じたきめ細かな支援をおこないます。たとえば、職場でのマナーや規則の指導、従業員とのコミュニケーションのとりかた、生活管理、作業手順の指導、作業への関心を高めるはたらきかけなどの支援をおこないます。

※※※OJT（On the Job Training）

職業訓練を実際の職場でおこなうものです。実務に密着した実務能力、職務遂行能力を育てるのに効果的です。

※1 発達障害の一種で、感覚器官を通して入ったことばや情報を処理する脳の各部位に何らかの器質的な問題があると言われており、ことばの発達の遅れ、他者との社会的関係を持ちにくい、行動や興味が特定のものに限られたり、同じ動作を繰り返すなどの特徴が見られる。知的障害を伴う場合と伴わない場合とがある。

※2 全般的な知的障害はないが、計算や読み書きなどの特定の能力に著しい障害が見られる。

※3 知的障害はないが、特に子どもでは椅子に座っていられず歩き回ったり、注意散漫であったり、著しい落ち着きのなさなどが特徴としてあげられる。

※4 自閉症の一つのタイプで、知的障害やことばの遅れはないが、他者とコミュニケーションがとりにくかったり、あるものに強いこだわりを示したり、逆にある分野にずば抜けた才能を示すこともある。

※5 病気や事故によって脳が損傷されたため注意力や集中力の低下、感情の抑制や簡単な動作がうまくできない、よく知っている道で迷うなどの障害が現れることがある。

- ・「自立と社会参加の支援：一般就労が困難な障害者に対して、自立と社会参加を実現するため、障害の特性に応じた技術習得の場を提供するとともに、雇用・就労の場の確保・拡大につとめます」（新総合計画）
- ・「地域作業所への支援：民間活力による地域作業所の整備を進めるため、民間が地域作業所を運営していく際の運営費を助成します」（第2次実施計画）
- ・「通所授産施設への助成（ハード事業）：民間活力による知的障害者通所授産施設の整備を進めるため、民間が施設を建設する際の建設費を助成します」（第2次実施計画）

3. 住環境の整備

1) 公共住宅の整備（中期目標）

既存の公営住宅は駅から遠いなどアクセスしづらいなどの問題があります。しかし、一般のマンションなどは家賃が高額でなかなか利用できません。そこで、マンションなど集合住宅建設時に、一部の戸数を障害者向けの住居として行政が確保し、障害者向け住環境となるように、建設時より福祉住環境の専門業者が入れるようにします。（実施方法は民設公営方式：たとえば、横浜では企業がグループホームを建てて市が運営しています）

2) グループホームの整備（長期目標）

重度の身体障害のかたなど様々な障害に対応でき、利用者が機能によって選べるグループホームをつくります。

3) 大家・不動産業者の理解を促す（長期目標）

障害者が地域で生活しようとするとき最初の壁は住居の確保です。そのため、大家・不動産関係者、さらに建設業者に対して、障害者の地域生活についての理解を促します（当事者参加）。

さらに、理解を得られた大家・不動産業者を自立支援センター（既存のものとしては障害者支援センターや）が登録し、情報を提供します。

- ・「在宅福祉サービスの充実：障害児（者）の地域での自立した生活を支援し、介護者の負担軽減のため、ホームヘルプサービスやショートステイサービスなどの提供体制を整備し、在宅福祉サービスの充実につとめます」（新総合計画）
- ・「住宅設備改善への助成：障害者が住宅設備を生活しやすく改善するときに、住宅改良相談窓口を整備し、専門家による適切なサービスを提供します。また、設備改善には、費用を助成します。」（第2次実施計画）
- ・「生活ホーム・グループホームへの支援：民間活力による生活ホーム・グループホームの整備を進めるため、民間が設置・運営していく際の建設費と運営費を助成します」（第2次実施計画）

4. 移動方法、移動のサービスについて

1) 福祉タクシー（短期目標）

ドアトゥードアの介助にとどまらず前後の身支度なども含めての介助が受けられるように福祉タクシーへの補助制度を創設します。

2) 新たな移動サービスの創設（短期目標）

障害当事者の意見・ニーズを汲み取った移動サービスを創設します。（公設民営方式：たとえば市でバスを購入し、社会福祉協議会で運営します）

たとえば、ミニバスで病院、スーパー、福祉施設などを巡回します。

3) コミュニティバスの運行地域拡大（短期目標）

運行地域が現在、茅ヶ崎駅南口以南に限られているので、運行地域を拡大するとともに増発をはかります。アンケート調査を実施し、障害者個々のニーズに応じた運行を実施します。

4) 交通機関の障害者理解を促します（長期目標）

交通機関（JR、神奈中バス会社、タクシー会社等）の障害者理解を促すため、また、交通機関への要望を伝えるために、アクセス検討委員会（仮名）を設置します（当事者参加）。

5. 相談窓口

1) 民生委員、障害福祉相談員と相談窓口の連携（短期目標）

民生委員や障害福祉相談員は地域に密着した最も身近な存在です。民生委員や障害福祉相談員が把握したものを専門機関に迅速かつ適切につなぐため、民生委員、障害福祉相談員が専門機関の役割について周知するとともに相談窓口との連携をはかります。

2) 福祉総合相談窓口の庁内設置（中長期目標）

いわゆる相談者の「たらい回し」を避けるため、あらゆる福祉全般にわたる相談を受け、より専門性の高い部門へ引き継ぐ機能をもつ窓口を設置し、複数の福祉専門職員を配置します。

6. 相談機関の設置

1) 既存のセンターの利用拡大（短期目標）

すでに存在する相談機関（「地域療育等支援事業」「障害者生活支援センター」「地域生活支援センター元町の家」など）についての情報提供を促進し、有効活用につなげます。

2) ライフサイクルにあった、総合相談センターの設置（短中期目標）

一生を通じて、それぞれの年代や障害ごとに、いつでも適切な支援が受けられる、一貫した相談センターを設置します。

- ・ 「相談業務の充実：保健福祉に関する相談は、複雑多様化しているため専門的な知識が必要です。保健や福祉などの面で専門的な知識・経験のある人または資格のある職員などを配置し、相談体制の充実につとめます。◇保健・福祉に関する総合相談の充実」（第2次実施計画～地域福祉）

- ・「相談体制の充実：相談員の資質の向上を図りながら、相談体制を充実させていきます。
 - a. 精神障害者巡回相談の導入など、精神保健に関する相談体制を整備していきます。
 - b. 障害者や介護経験者相互の相談活動を支援していきます」(茅ヶ崎市障害者保健福祉計画)

7. 乳幼児・児童期の支援

1) 乳幼児検診の場への児童精神科医の配置（短期目標）

乳幼児期の本人・家族への支援は、その後の成長・発達の方向性に大きく影響します。正確な診断の下での家族への告知とメンタルケアが、充分に行われる事で子どもの障害特性にそった適切な療育体制が可能になります。したがって、発達障害を正確に診断できる児童精神科医を市内の病院に配置します。

2) 保育や教育の現場における障害理解の促進（短期目標）

保育士や教員が障害の種別や特性を正しく理解し、適切な教育、支援が行われるよう障害理解のための研修を実施します（当事者参加）。

3) 放課後、余暇時間の過ごし方（短期目標）

学校から帰宅後はほとんど家庭で過ごしていたり、休日は家族とすごしているのが現状です。家族以外の人と接するチャンスを増やすためのボランティア・サポートを促進します。学童保育・部活動における障害児の受け入れをすすめます。

4) 福祉教育の促進（短期目標）

高齢者も障害者も大人も子どもとともに暮らしやすい社会をつくるために教育現場（総合学習の時間など）で福祉に対する理解や思いを学習できる機会をつくれます。

- ・「障害児や障害の疑いのある幼児を抱えた保護者は、常に不安を抱え地域の中で孤立化しやすい傾向にあり、早期に一貫した療育システムの確立が必要です」(新総合計画)
- ・「療育システムの確立：障害の早期発見・早期治療を促進し、療育に関する相談体制の一本化を図りながら、障害軽減のための一貫した療育システムの確立を進めます」(新総合計画)
- ・「相談体制・健診体制・障害児保育の充実：障害の疑いのある児や障害児の育児相談が容易にでき、療育指導や統合保育が一貫して行われるような療育システムを確立し、障害の軽減に有効な早期発見・早期治療を図ります」
- ・「療育相談室の整備（ハード事業）：障害の疑いのある児や障害児の相談を含めた指導の充実を図ることを目的として、療育システムの拠点となる施設を整備します」(第2次実施計画)

8. 情報の提供

1) 障害当事者からの情報の汲み上げ（短中期計画）

当事者が必要としている情報、生の声を汲み上げるため、個別のヒヤリングを実施する

とともに、サロン、会議、ワークショップなどの交流の場を設定します。

2) 相談窓口・センターにおける情報機能の充実（短中期目標）

既存の相談窓口・センターが様々な情報を汲み上げ、蓄積し、発信します。相談窓口・センターは必要な人が容易にアクセスでき、わかりやすく、他の専門部門やセンターと繋がっています。インターネットによる情報発信の場合、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、知的障害などの当事者が利用できるよう配慮がなされています（当事者参加）。

3) 広報誌の改善（短中期目標）

まず、見てもらえるものにする、つまり、必要な情報があると思われることが大切です。

- ・「情報提供の拡充：a.公的機関に常時手話通訳者を待機させる体制づくりを進めます。b.一般向け放送から独立した手話放送を作成することにより、放送番組の一層の充実を図ります。c.点字広報は、市内のボランティア団体に点字作成の委託等を行い、より充実した内容にしていきます。d.視覚障害者への市の郵便物には点字表示を付けるようにし、市からの郵便物であることがすぐ分かるようにしていきます。e.図書館資料の充実を図ります。～」(茅ヶ崎市障害者保健福祉計画)

9. ネットワーク・地域の拠点

1) 地域の拠点と基幹的・専門的な相談窓口との連携（中長期目標）

地域の生活支援は、大きなセンターや専門機関の窓口だけで成り立つものではありません。日々の生活におけるSOSのキャッチには、一定の間隔でかわわる専門機関よりも、むしろ同じ地域（地区）の中での日常的なつながりが有効と思われます。地域に住むひとりひとりのキャッチしたものを寄せ合う受け皿が「地域の拠点」です。さらに、市内の各地域に点在した拠点に寄せられたSOS等を解決に向けて適切な専門部門や団体、個人に繋がっていきます。拠点の働きを担うボランティアの発掘と育成も大切です。

10. 当事者主体

1) 当事者が声をあげる組織の立ち上げ（長期目標）

障害者の参加していない場で障害者福祉について話し合われ、決められるのは、おかしいことです。当事者の運営による当事者の組織を立ち上げ、意見交流の場、行政や市長、各団体との話し合いを積極的にもっていきます。

2) 当事者団体の意見交換の場（短中期目標）

市内に存在する様々な当事者団体による意見交換の場を設定します。

11. 権利擁護機能の設置（オンブズマンの導入）（短期目標）

学齢期の障害児を権利侵害から守るための学校オンブズマン、福祉施設などその他の障害児者を取り巻く環境に介入する市民オンブズマンを設置します（当事者オンブズマンの参加）。また、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の充実をはかります。

- ・「権利擁護の充実：日常生活における福祉サービスの利用支援サービスもしくは財産管理保全サービスを行うことにより、障害者や高齢者などの在宅生活の安全を図り、権利を擁護するための事業の充実を図ります◇福祉サービス利用支援サービス ◇財産管理サービス ◇財産保全サービス」（第2次実施計画～地域福祉）

12. 支援費支給対象の拡大（短期目標）

支援費決定の基準を手帳の有無ではなく、生活困難度におき、現在の制度の枠外にある、いわゆる軽度発達障害（ADHD：注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群など）なども支援の対象に含めます。

13. マンパワーの確保

障害者が施設から地域へ拠点を移していくためには、より個別の専門的な支援の提供が可能な人材が求められてきます。

1) 民生委員OBの活用（中期目標）

地域には民生委員OBの方も多くいらっしゃいます。地域に密着して活動されてきた民生委員OBの方々の活用を促します。

2) 人材の育成・確保（中期目標）

支援費制度や介護保険の担い手となる資格取得講習やボランティア養成講座、その他の研修に障害理解に関する講義を盛り込みます。

14. 医療

1) 健康診断の実施

通所施設や作業所でも健康診断を実施します。

2) 入院・通院可能な精神科医療機関の設置

終日・週中オープンの精神科を設置します。または、隣町の病床を利用できる連携体制を整備します。

3) 健康づくり

- ・「精神科の開設：茅ヶ崎市市立病院に精神科を開設します。」（茅ヶ崎市障害者保健福祉計画）

15. 防災・安全

1) 地域の防災訓練への参加（中期目標）

各自治会単位でおこなわれている防災訓練に参加します。災害弱者への対応を示した防災マニュアルを作成し配布します。

2) SOSネットワーク（短期目標）

現在、高齢福祉で実施されているSOSネットワークを障害児者も対象としたものにします。あるいは障害児者を対象とした新たなSOSネットワークを実施します。

3) 緊急通報システム（短期目標）

現在、高齢福祉で実施されている緊急通報システムを障害児者も対象としたものにします。あるいは障害児者を対象とした新たな緊急通報システムを実施します。

- ・「防災体制の整備：（略）c.障害者向けに防災に関するしおりを作成し、配布します。d.援助が必要な人の把握と緊急時を含めての見守り体制の充実を図ります。e.希望者については障害者マークを配布し、災害時に備えるようにします。f.障害者のための避難所を確保します。防災訓練の実施：障害者も参加した防災訓練、ボランティアなどが協力して行う防災訓練を行います。」（茅ヶ崎市障害者保健福祉計画）

■ 高齢者福祉部会

平成16年8月24日

高齢者福祉部会長 島村俊夫

(開催回数 9回 最終開催日 8月20日)

高齢者福祉部会としてのワークショップからの提案事項を含め、検討した別紙「提案事項とりまとめ表」がワークショップからでてきた課題であります。

その課題について、部会では、まず役割分担（市・社協・事業者・地域）を区分してから、各課題について検討を重ねました。

区分したうち、市へという課題については、委員会から市への要望事項として、取り上げていただきたい。また社協とした課題については、やはり茅ヶ崎市社会福祉協議会への要望事項として取り上げていただきたい。

地域での区分の中で、種々の課題が出されましたが、大きな項目としては

- 1 地域コーディネーター育成
- 2 高齢者向きの情報提供
- 3 地域での居場所作り

の3点があげられます。

地域福祉の原点は、できるだけ小地域ということであるので、茅ヶ崎市全体での取り組みということではなく、各地域それでもできるだけ小地域での取り組みができるための、また推進するための大きな柱として上記の3点があげられると考えます。

1 地域コーディネーター育成

地域での各課題に取り組むにしても、地域住民がいつでも身近に相談できる存在が必要であることは部会全体の意向である。私見ではあるが、地域型在宅介護支援センター職員が、これを兼ねることとすれば、良いのではないか。

現在の在宅介護支援センターの委託費に上乘せをすれば、大きな予算を考えなくても可能ではないでしょうか。もちろん地域コーディネーターとしての研修については、行政として考える必要があります。

2 高齢者向きの情報提供

種々の課題の検討する上で必ずといっても話題となるのは、そのPR・広報の在り方についてであった。通常の自治会の回覧板でも、中に高齢者向けのものがあっても他の家族が高齢者にみせることなく、次に回してしまったりしているのは、そのことが高齢者にとっての情報であることをもっとわかりやすくしたり、高齢者向けの情報だけを抜き書きするなどして、シルバ

ーニュースとして回覧するなどの工夫が必要ではないか、また公民館等での催し物の案内にしても工夫が必要であるとの発言が多くなされた。高齢者向けの広報作りなどを自治会の広報担当者に研修するなども必要ではないかという提案もありました。

3 地域での居場所作り

種々の取り組みを考えると、その活動する場合の活動拠点となる場所が市内にあまりに少ないし、現在ある公共施設も有効に使用されていないという意見も多く出されました。(実際に施設を見聞しての発言)

公民館、学校等々の使用について考えていくシステムが必要ではないかとのことであった。

これらのほかに次のような個別の課題がだされました。

- 1 ラジオ体操の実施
- 2 高齢者体操教室の実施
- 3 寝込まない、転ばないための体操教室の実施
- 4 健康講座、健康維持教育の実施
- 5 郷土史・茅ヶ崎の自然を知るウォーキングの実施
- 6 スポーツセンターでの催し物の工夫
- 7 行事参加者へのサポーター役の設置
- 8 コミュニティセンターごとに特徴ある生涯学習に推進
- 9 公共施設を利用した高齢者対象講座の開設
- 10 体育館の有効利用
- 11 公民館の利用し易い方法の検討
- 12 外出を支援するボランティア体制づくり
- 13 シルバーニュースの作成
- 14 情報伝達手段の工夫

他の課題は、地域福祉計画で取り上げるのではなく、各機関への要望事項として提出することといたしました。

■ 高齢者福祉部会

具体的な提案事項	主 な 意 見
ラジオ体操の実施	・ なるべく多くの人に参加してもらい、前期高齢者や高齢者予備軍の健康維持を図り、生きがいを持ってもらいたい。 ・ 他世代の人と交流をしてもらうという意味もある。 ・ 参加するとスタンプを押してもらい、ちょっとした景品がもらえるなど、目標や楽しみを持ってもらう。 ・ 高齢者にスタンプを押したりする役割を持ってもらうことが有効ではないか。
高齢者体操教室の実施	・ 茅ヶ崎市の歌や「赤とんぼ」の歌に振り付けをすれば、ご当地体操ができるのではないか。 ・ 中国での太極拳のように公園にいつ行ってもやっているという状況になれば良い。 ・ もっとPRをすれば、地域に広がっていくのではないか。 ・ 教室を増やすよう要望があるが、部屋が取れない。 ・ 有料のところは、高齢者には負担が大きい。 ・ 屋内で体操のできるようなスペースがほしい。
寝込まない・転ばないための体操教室の実施	・ 指導者の育成が課題
健康講座、健康維持教育の実施	
郷土史・茅ヶ崎の自然を知るウォーキングの実施	・ ウォーキングは高血圧予防にもなり、高脂血症の予防にもなるとPRすればある程度集まると思う。
スポーツセンターでの催し物の工夫	・ 情報の周知が徹底されておらず、高齢者のニーズを十分に捉えたものではない。
行事参加者へのサポーター役の配置	
コミュニティーセンターごとに特徴ある生涯学習の推進	・ 知的興味を満たすためにいろいろな分野の講座があっても良い。 ・ 地域に住む方に合わせたプログラムを考えていかないと、閉じこもりは変わらない。

具体的な提案事項	主 な 意 見
	・自治会の人や民生委員が地区に合ったニーズを把握するようにすれば良い。 ・ニーズと個々の興味を押さえ、それを引き出すための仕組みをコミュニティセンターの生涯学習に結びつけられるシステムがあると良い。 ・多機能に楽しめるような施設作りとそこへのアクセスが便利なおことが必要である。
公共施設を利用した高齢者対象講座の開設	・知的興味を満たすためにいろいろな分野の講座があっても良い。 ・あちらこちらで開かれている講座をひとまとめにして、半年～1年でボランティア大学と同じ様な形態で運営する。
体育館の有効活用	
公民館の利用しやすい方法の検討	・公民館を利用しやすくすると、閉じこもりの防止につながる。 ・公民館に老人が自由に出入りできるスペースを設けて欲しいとお願している。
同好会のPR方法の工夫・場の提供	
地域での居場所づくり	
ボランティア活動中の事故に対する保障体制	・一番欲しいのは車で送迎時の補償である。 ・補償体制があるとして、それに加えるのは個人なのか、地区社協なのか、市全体なのかという問題がある。
外出を支援するボランティア体制づくり	・体が弱い人の外出の付き添いボランティアは、市でやるというよりも、近くにいる人がやるものではないか。 ・地区の社協に形を作ってもらってから、一般のボランティアグループに任せると良い。 ・介護保険制度適用に至らない人の外出を支援するボランティア組織がないか。 ・身近な地区単位で体制作りを考えなければならない。 ・自治会や公の機関に依存せず民間の有志が集まって車椅子を押すボランティアが集まるのが理想だ。

具体的な提案事項	主 な 意 見
コミュニティバスの有効活用（路線の見直しや拡大）	・ 臨時で週1～2回でも高齢者や障害者を対象に施設を回るようにできれば良い。 ・ 地域住民がどういうPRをしていけばいいかという面で検討すると良い。 ・ 市の交通網は駅に放射状に集まるようにできているので、横のルートが弱い。
シルバーニュースの作成	・ 文字を大きくするなど、高齢者が分かりやすい回覧板を作る。 ・ 社協が統一して作り、各町内会に配布し、それを従来の回覧板で回していく。 ・ 中身は、ラジオ体操の開催場所、コミュニティバスのお知らせ、また同好会のお知らせといったレベルのもの。 ・ 是非、65歳以上と表示したシニア版の回覧板が欲しい。 ・ その面に載りきれない字の大きさになる場合は、連絡先を記載しておくとうい。 ・ 文字は大きく、毎回、色や誘いの文を変更せず、いつも同じデザインにして見る人がすぐにわかるようにしている。 ・ 高齢者向け回覧板の紙面の色を変えたり、イラストを付けて高齢者向けとわかると良い。 ・ 以前あった、いろいろな行事を写真入りで載せていた高齢者向けの「地域づくり」新聞のようなものを出すと良い。
生涯学習メニューのPR方法の工夫	
行事等の年間スケジュールの広報の実施	
情報伝達手段の工夫（既存ルートの活用、既存の情報紙の活用、シニアのみの連絡網作成など）	・ 委員会を作って高齢者向け広報づくりのマニュアルを作成し、地域に配布する。 ・ 大きな字で書いて出す等、市の広報が率先して取り組む。 ・ 高齢者向けの新聞を広報紙の中に1つはさむ。 ・ この記事は高齢者向きであるという枠組みをしっかりとさせて、高齢者に必ず見せることがわかるような工夫を検討する場を作る。

具体的な提案事項	主 な 意 見
手仕事の研修・講習の場の設置	
仕事のプロ養成システムの開発	
高齢者の教育現場への活用	
シニア向け仕事紹介システムの構築	・ 例えば回覧板に得意分野を募集する形など、高齢者の特技等を発掘するシステムが必要
身近に集まれるミニデイスサービスの拡充	・ 既存のボランティア団体で十分対応できる。
ケアつき住宅の増設	
グループホームの増設	
療養型病院の増設	・ 3か月おきに移動させられる不安定な状態を解消したい。
痴呆老人の家族への精神的な支援の充実	・ 既存のボランティア団体で十分対応できる。 ・ 介護者同士で支え合う、又は施設に適切なサポーターがいて支えていくイメージ
配食サービスの見直し	・ アンケートを行ったところ「容器の蓋が取れにくい」「好みのメニューがない」等の意見が出た。 ・ 専門業者が欲しいものを配食してくれるようになると良いという意見が出た。 ・ 自分の食べたい物を注文する方式だと、今の6つの事業所では不可能で、もっと身近な単位での配食を考えないといけない。 ・ 市の全体を見て、週5日の配食サービスが必要かどうかを考える必要がある。 ・ 高齢者が食事よりも話し相手が欲しいということが主であることを問題提起として捉える必要がある。
目的に応じたネットワークの構築	・ 援助を必要とする人、支援できる人を地区よりももう少し狭い範囲で把握する。 ・ 付き合いを深める為の行事などの企画があれば近所付き合いがで

具体的な提案事項	主 な 意 見
	きるようになる。 ・地域に住む方に合わせたプログラムを考えていかないと、閉じこもりは変わらない。 ・すでにネットワークができているところと、そうでない地区とのギャップをどう埋めていくか。 ・総合的なネットワークは理想論になってしまう。 ・地区でのネットワークに関することを、他の地区の人にも知ってもらうような流れをつくるのが大切である。 ・人が交替しても常にできるようなシステムにしておく必要がある。 ・見守りは住民が自ら行う必要があるため、自治会の単位が良い。 ・人に年齢を聞いて回覧で回されることはプライバシーの侵害になる。 ・プライバシーの問題は、地域の横の連携が希薄になっているために起こると思う。 ・痴呆であることを皆に知られたくないという思いも大切にしてほしい。 ・精神障害者の人は知られたくないと思う。
声かけ運動の推進	・近所よりも少し離れた所のお年寄りには声を掛けやすいという部分がある。 ・民生委員との関わりを避ける感じは薄れてきている。 ・民生委員やそれに準ずる人が声かけをすると良い。 ・プライバシー守るのが難しい。
高齢者虐待や搾取問題への対応	・虐待の連絡システムは、立ちあげた時は利用者が少ないかもしれないが、2～3年たつと定着するだろう。 ・民生委員に虐待に関するパンフレットを配ってもらえば良い。 ・高齢者の虐待を防止する法的な制度がないので、他の市の例を話すような虐待防止キャンペーン活動を各地域で行うのが良い。
ターミナルケアシステムの構築	
健康づくりの指導者の育成	

具体的な提案事項	主 な 意 見
介護ボランティアの養成	・ 在宅介護支援センターの地域福祉的な機能としてボランティア活動が核になることが考えられる。 ・ 社協のどこかにボランティア活動の拠点を置きたい。 ・ 介護保険でボランティア活動の範囲が狭くなり、位置付けが難しい。 ・ ボランティアをどこに頼めば良いかわからないことがある。 ・ ボランティアに最後まで責任を持って活動するよう教育してほしい。
地域のコーディネーター養成	

《高齢者福祉部会からの提案事項とりまとめ表》

基本目標（10個）											
まちづくり（バリアフリー、福祉文化、福祉教育等）	公私協働	市民参加（参画）	人材養成	保健・医療・福祉の施策の統合化	相談システムとネットワーク・連携	自立・自己実現・エンパワメント	人権尊重・権利擁護	ソーシャル・インクルージョン	ノーマライゼーション	高齢者福祉部会での課題	今後の方向性
						○					
				○						①健康維持のための工夫・地域での活動	高齢期の健康づくりの推進
										②閉じこもり防止のための外出のきっかけづくり	行事内容の工夫
						○					活動場所・居場所の確保
										③閉じこもり防止のための外出支援の仕組みづくり	安全保障の確保
						○	○				

		実施に向けた役割分担			
具体的な提案事項	第9回専門部会であげられたこと	市	社協	社会福祉を目的とする事業者	市民・地域の組織化活動
ラジオ体操の実施	・ 行政で立ち上げの音頭をとり、運営は自治会で良い。	●			●
高齢者体操教室の実施		●			●
寝込まない・転ばないための体操教室の実施		●			●
健康講座、健康維持教育の実施		●			●
郷土史・茅ヶ崎の自然を知るウォーキングの実施		●			●

スポーツセンターでの催し物の工夫	・ 外に出ること役割分担を与えることが重要	●			●
行事参加者へのサポーター役の配置		●			●
コミュニティーセンターごとに特徴ある生涯学習の推進		●			●
公共施設を利用した高齢者対象講座の開設		●			●
体育館の有効活用	・ 公共機関の有効活用 ・ 子どもとお年寄りの交流など、学童保育との連携もある。	●			
公民館の利用しやすい方法の検討		●			●
同好会のPR方法の工夫・場の提供		●			●
地域での居場所づくり		●	●		●

ボランティア活動中の事故に対する保障体制		●	●		
----------------------	--	---	---	--	--

《高齢者福祉部会からの提案事項とりまとめ表》

基本目標（10個）											
まちづくり（バリアフリー、福祉文化、福祉教育等）	公私協働	市民参加（参画）	人材養成	保健・医療・福祉の施策の統合化	相談システムとネットワーク・連携	自立・自己実現・エンパワーメント	人権尊重・権利擁護	ソーシャル・インクルージョン	ノーマライゼーション	高齢者福祉部会での課題	今後の方向性
											ボランティア体制
											移動手段の整備

										④高齢者への情報提供のあり方	高齢者向けの広報の工夫
											高齢者向け情報伝達ネットワークの構築

										⑤高齢者が携われる仕事の斡旋と開発	高齢者向け研修・講習施設の整備
											高齢者向け養成プログラムの開発
											仕事の情報提供の充実

		実施に向けた役割分担			
具体的な提案事項	第9回専門部会であげられたこと	市	社協	社会福祉を目的とする事業者	市民・地域の組織化活動
外出を支援するボランティア体制づくり	・行政で立ち上げの音頭をとり、運営は自治会で良い。		●		●
コミュニティバスの有効活用 (路線の見直しや拡大)		●			

シルバーニュースの作成	・身近でこの人に聞けばわかるという人のPRが必要	●			●
生涯学習メニューのPR方法の工夫		●			
行事等の年間スケジュールの広報の実施		●			
情報伝達手段の工夫(既存ルートを活用、既存の情報紙の活用、シニアのみの連絡網作成など)		●	●		●

手仕事の研修・講習の場の設置		●		●	
仕事のプロ養成システムの開発		●		●	
高齢者の教育現場への活用		●			
シニア向け仕事紹介システムの構築		●		●	

《高齢者福祉部会からの提案事項とりまとめ表》

基本目標（10個）											
ノーマライゼーション	ソーシャル・インクルージョン	人権尊重・権利擁護	自立・自己実現・エンパワメント	相談システムとネットワーク・連携	保健・医療・福祉の施策の統合化	人材養成	市民参加（参画）	公私協働	まちづくり（バリアフリー、福祉文化、福祉教育等）	高齢者福祉部会での課題	今後の方向性
○		○	○		○			○	○	⑥要介護老人及びその家族へのアプローチ	高齢者の居場所づくり
											高齢期の多様な生活の場の確保
											痴呆性高齢者とその家族へのケアの充実
○		○	○					○	○	⑦安心して暮らせる地域づくり	地域での見守り活動のしくみづくり
											高齢者の人権擁護
											終末ケアのあり方の検討
			○			○	○	○	○	⑧地域を支える人材の育成	地域を支える人材の育成

		実施に向けた役割分担			
具体的な提案事項	第9回専門部会であげられたこと	市	社協	社会福祉を目的とする事業者	市民・地域の組織化活動
身近に集まれるミニデイサービスの拡充	・ 地域の特性を生かしたプログラムが必要 ・ 運営は柔軟性をもたせることが重要	●	●	●	●
ケアつき住宅の増設		●		●	●
グループホームの増設		●		●	●
療養型病院の増設		●		●	
痴呆老人の家族への精神的な支援の充実			●		●

配食サービスの見直し		●	●	●	●
目的に応じたネットワークの構築			●		●
声かけ運動の推進			●		●
高齢者虐待や搾取問題への対応	・ 様々な機関やネットワークがあるがPR不足 ・ 適切な窓口につなげるしくみが重要であり、相談システムの効率化という視点で考えるべき	●	●		●
ターミナルケアシステムの構築	・ 「地域における終末ケアのあり方」検討会の立ち上げ				

健康づくりの指導者の育成		●	●	●	●
介護ボランティアの養成	・ 地域でのこまめなボランティア活動	●	●	●	●
地域のコーディネーター育成					●

■ 児童福祉部会

児童福祉部会長 鈴木秀雄

茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会児童福祉部会の『地域福祉計画の基本理念・基本目標に関わる児童福祉部会からの同策定委員会への諸提案に関するまとめとその趣旨（経緯）』について

茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会の4つのサブコミティーの一つである「児童福祉部会」は、『地域福祉計画の基本理念・基本目標に関わる児童福祉部会の諸提案』を策定委員会に生かすべく部会を計9回（①平成15年8月21日、②10月24日、③12月15日、④平成16年2月17日、⑤4月16日、⑥5月21日、⑦6月18日、⑧7月20日、⑨8月20日）にわたり開催し論議を進めた。

本部会の議論の進め方として、「地域力をどうつけていくか」という考え方（第1回）のもとに、すでに先行作業が進んでいる2つのワーキンググループ（「子育て支援とネットワーク」、「こどもの居場所（サイト）づくり」）の活動状況報告（第2回）を得て、今後の部会の進め方を確認した。

本部会の部会員は7名から構成され、ワーキンググループ代表2名からの意見とその他の部会員の意見を総意とする児童福祉部会の意見提案（行動計画に対する提案）を旨とすることから、できるだけ部会の論議が矮小化されることを避け、課題の社会化（Socialization）を求める（第3回）こととなった。

第4回からは、具体的な「課題の提案」について論議し、まず、2つのワーキンググループからの提案、その後その他の部会員による課題の提案を求め、議論を深めるためには市民アンケートの意見も重要と考え課題の集約（第5回）とともに、ワーキンググループの活動状況報告（総括）、部会員の意見（総括）をすすめ、課題のまとめ（第6回）へと進展した。

その後、策定委員会（平成16年度、第1回、5月24日開催）の審議内容について、部会長からの報告（第7回）がなされ、「児童福祉部会提案に対する部会長提案」の検討を行った。さらに地域福祉計画の基本理念・基本目標と児童福祉部会の行動計画の整合性と整理について、今まで出されている諸提案を各領域に区分しながら、議論の漏れている分野の有無についても確認を進めた。

加えて、課題の整理としての継続審議を通して、既出の諸提案を基本理念・基本目標に当てはめるとき、整合性や齟齬を生じるであろう内容についての整理と、逆に基本理念・基本目標で使用されている文言についての修正・検討（第8回）も行った。

最終審議（第9回）となる部会会議では、会議開催前に各部会員に最終審議であるため、事前にマトリックス化（基本理念・基本目標を縦軸的に捉え、児童福祉部会の諸提案を横軸的に取り上げ、それらを達成期間で区分）したものを郵送し、追加提案の意見も求め、会議時には、すでに整理されたワークシート（資料参照）を提示し、一部の修正・改善をおこなった。

基本理念は、当然、目的を意味することから「理想的であり抽象的」である。「現実化、具体化」したものが、基本目標であり、この基本目標は、各部会の提案を含めて作り上げられるものという視点から、児童福祉部会では、より具体的で、現実的な提案が意図され包含された。

福祉サービスの用語に見られるように用語使用については、十分な検討・その用語の概念理解の共有化、将来を見越した使用方法の検討などがなされるべきである。

具体化された諸提案を、どう基本目標に生かしながら、茅ヶ崎市地域福祉計画策定に向けた基本理念の確認をしていくかが重要であり、その手順を怠ってはならないといえる。

「茅ヶ崎市地域福祉計画らしさ」ではなく「茅ヶ崎市地域福祉計画ならでは」でなければならない。この「～らしさ」とは「～風」であり、決して「～流」ではない。確かに「茅ヶ崎市地域福祉計画ならでは」が求められているのであり、その地域の文化や地域のありようを有意義に生かしながら、進化したものでなければならない。「～ならでは」とは、本質からの醸し出し、いわゆる、湧出・ほとばしり（Gushing out）で、本質からの躍躍（ゆやく＝飛び出し、喜びの表現）で、優れたものへの発展をも意味する進化でもある。また、「～らしさ」とは、本質への近づき、いわゆる浸潤・しみこみ（Saturation）であり、本質への指向であり、変化なのである。茅ヶ崎市地域福祉計画策定にあたっては、是非、「茅ヶ崎ならでは」の発想と具体化が論議されるべきである。地域福祉計画策定は、現状からの変化ではなく、進化を意図することである。

基本理念と行動計画ワークシート（最終）

基本理念		基本目標 (基本理念を具体化したもの)	居場所	ネット ワーク	部会員	追加
1	私たちは、 <u>援護を要する人の主体的な力を発揮できるよう、参加・平等・自立・自己実現を進めます。</u>	① ノーマライゼーション		6		
		② ソーシャル・インクルージョン		6		
		③ 人権尊重・権利擁護			7	第9回
						第9回
		④ 自立・自己実現・エンパワーメント		10		
2	私たちは、自立支援のための <u>福祉システム</u> の構築を進めます。	⑤ 相談システム・“ <u>気づき</u> ”のネットワーク・連携		11		
		⑥ 保健・福祉・医療・ <u>教育</u> の施策の統合化				
		⑦ 人材養成・ <u>確保</u> ・活用				
3	私たちは、 <u>市民参加と公私協働</u> により、福祉の <u>まちづくり</u> を進めます。	⑧ 市民参加(参画)				
		⑨ 公私協働				
		⑩ <u>まちづくり</u> (バリアフリー、ユニバーサルデザイン、福祉文化、福祉教育、 <u>居場所</u> など)				

※地域福祉計画が男女共同参画やホスピタリティの精神に基づくことは、計画の前文で謳う。
 ※「私たち」は市民や行政、関係機関を含むものであることを明確にする。

課 題 提 案
障害児とその親へのサポートを充実する。
障害児とその親へのサポートを充実する。
子どもが自立し地域を担う大人になるための体験や教育など、子ども（児童）そのもののニーズに応える。
地域で虐待・いじめなどへの気づきのアンテナを張る（地域の見守り体制を作る）。
性教育（エイズ予防やジェンダーetc.）を公私協働で充実する。
親になるための教育・支援（未熟な親への支援：両親学級への積極的な参加を促す。中高生への教育：保育体験をしたり、近所のおつきあいで赤ん坊に触れたりする機会を設ける）
食育の大切さを教え、食事を通して子どもの育て方を導く。
中高生の精神的な居場所づくり
各種子育て情報を一元化して提供できるようにする。
商店街の協力を得て、空き店舗を利用した居場所づくりや情報提供スペースを設置する。
情報を必要とする人が入手しやすくする。
修正も容易なインターネットでの情報公開、掲示板の利用などを進める。
地域（歩いていける範囲）に相談もできる子育て広場をつくる。
子どもが生まれたときに、子育て情報を網羅した冊子を配布する。
社会全体で子育てをするという姿勢をつくり、子育て中の親を見守る。
家庭の中に複合的な課題（介護、障害等）を有したときの子育て支援
ひとり親家庭への支援を充実する。
子育て支援機関の連携
子どもの成長に呼应する一貫した支援の体制づくり
一元的な情報提供にこだわるのではなく、ニーズ・役割に応じた提供・入手ができるようなネットワークづくり
親が育児で追いつめられてしまい、深刻な事態になる前のケア
行政の施策・行動計画の中に、民生委員等の活動も位置づける。
児童虐待・いじめの早期発見・再発防止のネットワークづくり
子どもが安心して通学できるように小中学校の学区を見直すなど地域的偏りを見直す。
保育園・幼稚園を含めた選択の自由を増やす。
病気の子どもの市立病院などで預けられるように、病児保育、病後児保育、家事援助を充実する。
待機児童の解消。就労していたに親も含めて、どの親も公平に子育て支援が受けられるシステムを作る。
病児保育のために、保育園だけではなく、医師・看護師などの体制をつくる。
介護が介護保険により社会科だれたように、今後は子育ての社会化、地域力の回復がテーマ
乳幼児を対象とした医療費助成制度（無料化）の対象年齢を就学前まで拡充
学童保育所を地域の子育て支援の拠点とする。
民生委員の認知度をアップする。
児童養護施設・人材の活用
高齢者と子どもとの世代間交流を地域でもっと進める。
夫・男性が妻の精神的支えと知り、理解を深める。妻の自分育ての手助けをする。（1-④のほうは削除）
地域の治安を地域で守る。地域であいさつしたり、声を掛け合う。
高齢者と子どもの世代間交流のために、行事などの機会を利用する。
社会全体で子どもを育てる。
（一つの施設が）昼間は若いお母さんの子育ての場として、ある時間からは中高生がモラルを持って利用できるようにする。
公民館を利用した民生委員や社協の子育て広場を全市的に実施する。
高齢者にも参加してもらう。
地域と一体となって、子どもも大人も参加できるボランティア活動を推進する。
中高生の地域での活動の場の提供（商店街や地域での、音楽・演劇等の発表）
小学生と中学生、中学生と高校生といった異世代間の子どもがスポーツ・文化などで交流できる場の提供
学童保育所を地域の子育て支援の拠点とする。
親の勤務形態の多様化を反映し、土日の子どもの居場所づくりも検討するなど、子どもが居場所を選択できるようにする。
学校、幼稚園、公共施設を子どもの居場所として、もっと開放する。
子どもの居場所や子育てのコミュニティサロンとして、駅前だけではなく、地域の学校、幼稚園、保育園の開放を進める。
公民館を利用した民生委員や社協の子育て広場を全市的に実施する。
高齢者にも参加してもらう。
学童の運営方法を理解せず、利用サイドにしかならない親が増えてきている。子育ては原則的に親が責任を持つのを前提に、社会的機能を果たすために社会が力をつけるという方針を強調する必要がある。
地域の住民が講師となって、郷土の産業・文化を子どもたちに伝えていく。
商店街の協力を得て、空き店舗を利用した居場所づくりや情報提供スペースを設置する。
公園を世代間でコミュニケーションがとれるような場所に作る。
空き店舗を子どもの居場所として、もっと開放する。
子育て中の親を見守る姿勢をつくるために、学校教育など小さいうちから子どもに見慣れるような機会を設ける。
公園・遊び場に、トイレやおむつ交換場所、砂場などの簡単な遊具を設け、自然発生的な子育てのサロンに発展させる。
市役所の中に、来庁した親子が利用できるスペース（授乳室等）を設ける。

部会員の達成期間に関する提案

達成期間	達成期間	達成期間		
		～3年	5～6年	10年
短 期			○	
短 期			○	
中長期		○すぐにでも		
短中期	緊急。来年度	○すぐにでも		
中長期		○すぐにでも		
短 期	緊急		○	
短 期	緊急	○早めに		
中 期	緊急			○
短 期	緊急	○すぐにでも		
中 期	緊急		○	
中長期			○	
短中期	緊急。16年度準備、来年度から	○すぐにでも		
短中期		○すぐにでも		
短中期	緊急		○	
短中期		○すぐにでも		
中長期			○	
中 期			○	
短 期	緊急	○すぐにでも		
短 期			○	
短 期	緊急			○
短 期			○	
中 期				○
短中期	緊急			○
中長期				○
中 期				○
短中期				○
短 期		○すぐにでも		
短 期			○	
中 期		○すぐにでも		
短 期		○すぐにでも		
短中期			○	
中長期			○場所の確保から	
中 期				○
短 期			○	
短中期				○
短 期				○
短 期	緊急			○
短 期	緊急			○
中 期			○	
短 期			○	
短 期			○	
中 期	緊急			○
短 期				○
中 期				○
中 期	緊急		○	
中 期			○	
		短期をメドに場所の確保を。		
	緊急のものは、来年度、1～2年度後より。その他は中期以降。			

達成期間	達成期間	達成期間		
		短期 (3年)	中期 (5年)	長期 (10年)
	2年	○		→
	2年	○		→
	7年	○		→
	5年			
	目標を設定しながら毎年取り組んで10年	○	→	
	目標を設定しながら毎年取り組んで10年	○→		
	5年(定着も含む)	○		→
	1年	○→		
	5年		○→	
	1年	○→		
	1年	○→		
	1年	○	→	
	1年	○→		
	10年	○		→
	2年	○		→
	5年	○	→	
	5年	○	→	
	5年	○	→	
	1年	○		→
	3年	○		→
	6年		○	→
	5年		○	→
	5年	○		→
	5年	○		→
	5年		○	→
	10年		○	→
17年度実施				
	「子育てコーディネーターの役割充実」に改め、3年		○	→
	3年	○		→
			○	→
	10年	○	→	
	10年	○		→
	10年	○		→
	10年	○	→	
	10年	○		→
	3年	○→		
	3年	○	→	
	3年	○	→	
	5年			
	3年		○	→
	1年	○	→	
	1年		○→	
	1年		○→	
	1年	○	→	
	3年	○	→	
	5年	○		→
	10年			
	少しずつ取り組んで10年		○→	
	少しずつ取り組んで10年	○	→	
	少しずつ取り組んで10年		○→	
	少しずつ取り組んで10年	○	→	
	2年。優先。		○	→
	必要な調査期間を別にして、半年など準備にあてる。	○…着手 →…達成の目安		

■ 総合調整部会

平成16年8月24日

総合調整部会長 豊田宗裕

「総合調整部会の議論についての総括」

1. 全体的な検討の経過について

○総合調整部会における検討は、主にワークショップでの議論からの項目を中心に、検討が行われてきた。「総合調整」という部会名からくる印象に、最初はすべての部会を総括して検討する、という方向性についての混乱もあったが、結果としてそれぞれの委員の意見はそれらワークショップの意見を踏まえて、総合的な視点からの検討がなされたのではないかという印象を受けている。それだけに、他の部会との関係から見ると、少し包括的な意見提案に留まっている感もあり、具体的な施策の内容・実施方法と言う点まで、皆で検討するところまで及ばなかった、とも感じている。

部会長として、検討の方法・進め方の方法にも問題があったかもしれないが、後半の検討において基本理念や基本目標にあわせた具体的な事業の提案を検討したが、基本目標の中での重複部分についての施策の整理や、どこまで具体的な施策として考え、項目として落とし込んでいくか、という委員間の理解については、もう少し調整・議論が出来ると良かったと感じている（時間的な問題もあったが）。但し、このことは各部会の中での意見調整と言うよりも、他の部会との調整も必要になってくることから、その場での意見調整を行うべきかも知れない。

今回部会で検討した事項については、どれも考え方として地域福祉の推進に必要な項目が含まれていると感じているが、「計画」として検討・実施していく際に、それらの考え方が何らかの形で反映されるよう委員会に働きかけていく必要があろう。

2. 検討の内容について

○総合調整部会で検討された内容の中心となったのは、キーワードとして捉えれば、①「ネットワークの構築」、②「市民参画」、③「相談体制の確立」、④「意識啓発と情報の提供」、⑤「推進のための組織構築と拠点の整備」に集約される。前述したが、これらはどれも地域福祉計画を推進していく上で、重要なキーワードであり、策定委員会でも提示された基本目標に示されているものばかりである。その意味で、部会の中で議論されたものは、内容的には必要な視点を盛り込んだ検討がされたと考えている。

しかしながら、これらが自分たちの範囲（特にワークショップ）という範囲の中での検討・提案に留まってしまった感があり、例えば他の部会での議論との関連性や市民一般の意見との兼ね合い、既存事業の中での精査（特に福祉分野だけでなく、企画調整部門や市民生活の部門、その他役所以外の部署で展開されている事業等）していくことができれば、より具体的かつ実行可能なものとして位置づけがされてくるのではないだろうか。

- 個人的な意見として、今回の検討の中で、これらをどのように地域社会の中で展開しているのか、具体的にシミュレートして、その展開可能性を検討する場があると良かったと思う。例えば、すでに取り組みをみせている地域社会での事例を、他の地域に当てはめて考えてみた場合、どのような課題や展開上の問題点があるのか。そのことは地域（具体的には地区社協など）で実際展開の可能性がどの程度あるのか、もしそれを実施していく場合には、どのようなことが必要不可欠なのか、などということである。無論、これらは今後の検討事項に含まれてくる部分なのかも知れないが、部会レベルで、具体的実現のための視点や方法について検討できる場があるとよかったかもしれない（例えば、自分たちの関わっている事例場面ではなく、他の地域での可能性を考える、などということである）
- 具体的な提案事項の中での優先的課題ということについても、もう少し議論できる時間があると良かったと思う。課題の設定として、緊急性のあるものと中・長期的な視点に立って行わなければならないもの、また実施の方法や連携の仕方（例えば多分野との連携が必要な場合には、そこでの可能性がどのように持てるのか、といった）の具体的な内容について、十分に議論する時間がなかったことが残念である。

総合調整部会基本理念・基本目標・施策の方向性・実施提案事業一覧表

基 本 理 念	基 本 目 標	施 策 の 方 向 性
あなたやわたしが人として尊重され、自分らしく心豊かに暮らせる福祉のまち、茅ヶ崎	1 ノーマライゼーション	障害の有無や年齢に関係なく、地域社会の中で、誰もが安心して普通の生活ができる。
	2 ソーシャル・インクルージョン	まちの中で社会的に孤立している人々が、積極的に市民参加できる仕組みをつくる。
	3 人権尊重・権利擁護	人として尊重され、人間としての権利がきちんと保障される地域社会を構築する。
	4 自立・自己実現・エンパワーメント・意識改革	その人らしい生き方を見つけ出し、その生き方を実現するための後押しをおこなう。
	5 相談システムとネットワーク・連携	地域内で、いつでもどこでも相談ができ、また問題を具体的に解決できるネットワークの仕組みを構築する。

実 施 提 案 事 業

- IT活用の24時間訪問看護
- 自宅で最後まで暮らせるための24時間訪問看護・介護
- 福祉の考え方を学校や地域社会で学ぶ（生涯学習・総合学習との連携）。
- 高齢者・障害者が共に社会参加を果たせるよう、茅ヶ崎市の企業に対し法定雇用率を上回るよう理解を求め、具体的な対応策を練る。
- 社会的な差別や偏見をなくす／社会福祉の対象となる方の状況を正しく伝え、一緒に考える（当事者活動との協働・精神障害、痴呆老人、ホームレスなど）。
- 福祉教育との関係で、社会における人権や権利擁護の考え方をきちんと学ばせる（総合学習の時間等との連携）。
- 権利擁護機関同士の横の連携を図る。
- 児童虐待・DV被害者支援策を立てる。
- 「社会を明るくする運動」を幅広い層に広め、犯罪が少なくなるような地域ぐるみの運動とする。
- 講演会・映画会・座談会などを通して、広く住民に人権尊重への理解と協力を求める。
- ホームレスの社会復帰のための研修・短期宿泊施設の設置
- 一時保護施設（シェルター→ステップハウスへ）
ホームレス、児童、高齢者、DV、一人親等への対応
- 住民の持っている潜在的な能力を引き出し、地域社会に活用できるようなシステムを構築する。
- 高齢者が高齢者を介護する時代になるので、介護用品や設備の改良・改善をメーカーと協力して推進する。
- 「生活を豊かにする・喜びを感じあえる」人と人とのふれあい・趣味を通しての仲間作りによって、生きがいや達成感を味わえる場づくり
- ホームレスの社会復帰のための研修・短期宿泊施設の設置
- 何でも言い合える居場所づくり
- 一時保護施設（シェルター→ステップハウスへ）
ホームレス、児童、高齢者、DV、一人親等への対応
- バーチャル湘南村（ITによる個人、法人、行政、既存関連機関・施設等の連携により、迅速且つ多方面、多方向に対応）
- 地区割で多様な相談窓口を設置（公民館、コミセンに相談窓口を設置。窓口の運営は、地区社協、民児協等と地区を担当する在宅介護支援センターが当たる。）
- ネットワーク（支援・情報・拠点）システムの構築
- 市社協の基盤強化とPLAN・DO・SEEの確立（計画進行管理）
- 地区社協を中心とした地域ネット
地区社協・民生委員・自治会・学校・病院・関連施設・団体等のネットと役割の分担
- 徘徊の高齢者保護のための地域で協力するSOSネットワーク化
- 電話一本で集まり、ケア会議を行えるような民間ボランティア団体の立ち上げ、ネットワーク化
- 緊急時の通報システムを見直し、IT化を加味し映像でのやり取りもできるようにする。
- 地域住民支援ネットワークの構築
市全域・12地区・単位自治会毎に相談・見守り・支援活動の組織化と、活動拠点を設置して人的なネットワークを構築すると共に、各拠点および保健・医療機関をLANで繋げることにより、情報を共有化し、緊急時の早期対応も可能な情報ネットワークを構築する。

基 本 理 念	基 本 目 標	施 策 の 方 向 性
あなたやわたしが人として尊重され、自分らしく心豊かに暮らせる福祉のまち、茅ヶ崎	6 保健・医療・福祉の施策の統合化	市民の健康増進や介護予防を目指した、保健・医療・福祉を統合化した福祉社会の構築をはかる。
	7 人材養成	次の5つの分野で、地域福祉に関係する人材養成に力を入れる。 ① 福祉ボランティアの育成（学生・生徒及び一般市民） ② 専門家の育成（特に有給の中核的コーディネーター） ③ 福祉教育者、福祉教育協力者の養成 ④ ユーザビリティの評価ができる人材の育成 ⑤ 地域の中から相談員を育成する。
	8 市民参加（参画）	① 地区社協を中心とした住民参加による福祉の拠点づくり ② 公私協働の情報提供の仕組みづくり

実 施 提 案 事 業

- 筋力トレーニングや低栄養予防によって、体力をつける介護予防メニューの導入（介護保険制度の見直し）
- 若年層も対象にしてフィットネスクラブ等で体力を強めて、生活習慣病の予防及び医療費の自己負担増の抑制に努める。
- 健康講座や料理教室を通し、食事の喜びや大切さを知ることにより、食文化の健全化を図り健康管理に繋げる。
- 在宅介護支援センターの強化
- 地区情報の提供促進
- ＜総合相談窓口の充実、強化＞

- ①②ガイドヘルパー、ホームヘルパー、ボランティア等の質の向上につながる養成の場づくり
 - ①福祉講座や体験・実習を通し、地域で支えあう意識改革に向けた人材の育成
- ①福祉ボランティアの育成
 - 小・中・高の総合学習に福祉教育を明確に位置付けると共に地域住民や企業を対象にした福祉意識の醸成事業を実施して、福祉ボランティアの育成を図る。
- ③福祉教育者、福祉教育協力者の養成
 - 教職員の福祉教育者や、ボランティア教育の協力者を養成する。
- ④ユーザビリティの評価のできる人材の育成（福祉サービス評価システムの構築／市民による評価システム）

- ①地区社協を中心とした地区福祉活動を、地区の人々の参加で進める。（ミニデイサービス、子育てサロン他）
- ①地区自治会を中心とした防災訓練を通し、緊急時の防災対策を練っておく。
- ①地域生活支援センターの設置
- ①既存の施設を使った拠点の整備
- ①地域住民による生活の場づくり（市内に何箇所か）
 - 自治会の協力
 - 地域住民による福祉ボランティアの育成と意識の向上
- ①地域ボランティア支援活動の推進
 - 市の拠点整備を伴った地域ボランティア支援事業と市社協の地区福祉活動の拠点整備事業を合体し、小地域における共助の必要性を住民間で合意・確認された地区から、住民を主体として地区単位のボランティア支援活動事業を前倒し推進する。
- ②「遠い親戚より近くの他人」と言われるように、小ブロック毎の情報交換ができ、身近に助けあえる環境作りを組織化しておく。
- ②バーチャル湘南村（ITによる個人、法人、行政、既存関連機関・施設等の連携により、迅速且つ多方面、多方向に対応）

基 本 理 念	基 本 目 標	施 策 の 方 向 性
あなたやわたしが人として尊重され、自分らしく心豊かに暮らせる福祉のまち、茅ヶ崎	9 公私協働	公的機関と民間団体・機関がひとつになって、事業展開をする。
	10 まちづくり（バリアフリー、福祉文化、福祉教育、情報提供など）	わたしたちが、心豊かに暮らせるまちをつくるために、ハード面・ソフト面の両方から施策を展開する。

- 共に育ち支え合うために、ボランティアセンターを中心としたボランティア活動の推進を図る。
 - 学校や地域での福祉体験学習を通し、地域住民の福祉意識の改革を図る。
 - ホームページの充実を図り、市民・関係機関・団体へ福祉情報を提供して、市民が一丸となって福祉社会をめざす土壌とする。
 - 防災と福祉との連携システム
-
- 一時保護施設（シェルター→ステップハウスへ）
ホームレス、児童、高齢者、DV、一人親等への対応
 - 市民墓地、共同納骨所の建設
 - 防災と福祉との連携システム
 - 福祉教育への意識化と継承
 - ①学校における福祉教育の推進
 - ②住民への福祉講座
 - 駅や公共施設のバリアフリー化を推進する。
 - 地区の情報の提供促進
総合相談窓口の充実、強化
 - 福祉教育の推進、福祉意識の醸成
 - ・小・中・高の総合学習に福祉教育を明確に位置付け、若年層の福祉教育を促進する。
 - ・空き教室を障害者・高齢者のデイサービススペースとして活用し、総合的学習との連携を図る。
 - ・就労支援やバリアフリー、地域環境等をテーマとして、企業を対象に講座やイベントを開催し、福祉意識の醸成を図る。
 - ・一般市民や勤労者を対象にした、講座やイベントを開催し福祉意識の醸成を図る。
 - ・福祉関係者、市民が一同に会した福祉フォーラムを定期的で開催し、計画の具体案を検討する。
 - 住民の地域福祉に対する意識の高揚
 - 既存の施設を使った拠点の整備
 - 地区社協を中心とした住民参加による福祉の拠点づくり
 - 住民による住民のための拠点づくり
 - 地区社協及び地域のボランティアを主体とした、日常生活圏域における福祉課題の把握と住民相互の支援体制の構築
 - ・実態調査 ・地区社協活動計画の策定
 - ・生活問題把握 → ・ボランティア支援
 - ・活動拠点整備 ・訪問、電話
 - ・緊急連絡カードの作成
 - 援護を要する人の住環境（トイレ・浴槽・手すりなど）の整備に、福祉補助金を出して改修を促進する。
 - コミュニティバスの運用範囲と運行回数を増やし、社会参加の機会を増やせるようにする。
 - 高齢者、障害者、介護者が必要な時、必要なところへ行ける移送サービス

茅ヶ崎市地域福祉計画

平成17年（2005年）3月発行 2,000部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 保健福祉部保健福祉総務課保健福祉調整担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

内線 2258

FAX 0467-82-5157

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

制作・印刷 株式会社サーベイリサーチセンター

〒116-8581

東京都荒川区西日暮里2-40-10

電話 03-3802-6724



茅ヶ崎市